

## 会 議 録

会議の名称		令和7年度つくば市障害者自立支援協議会全体会			
開催日時		令和7年5月27日 13時30分～15時30分			
開催場所		つくば市役所 防災会議室2			
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室			
出席者	委員	根本希美子、川島映利奈、田邊佐貴子、金森祐輔、大塚かおり、吉田美恵、大久保安雄、井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、菅野慎也、石田奈津子、上岡裕美子、飯島弥生、板橋辰哉 新谷幹英、八尋竜久、中島澄枝、枝松慎次郎			
	その他	社会福祉課佐野主任			
	事務局	岡田課長、中村課長補佐、飯田室長、倉持統括医療技師、矢島係長、高谷主査、荻谷（拠点コーディネーター）			
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 2名
非公開の場合はその理由					
議題		つくば市重層的支援体制整備事業について、令和6年度事業報告について、令和7年度事業計画について、分科会（専門部会）の日程、内容等について			
会議録署名人		確定年月日		年 月 日	
会 議 次 第	1 開会	2 協議会委員の変更について	3 座長及び副座長の選出について	4 報告事項	5 検討事項
	6 閉会	6 その他			
〈審議内容〉					
1 開会					

**(事務局) : 飯田**

定刻となりましたので、「令和7年度つくば市障害者自立支援協議会全体会」を開会いたします。

本日は、公私共にお忙しい中、全体会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の資料についてご確認お願いいたします。

資料の確認を行う

(事務局紹介)

令和7年度 障害者地域支援室の体制について紹介します。

岡田課長、中村課長補佐、倉持統括、矢島係長、飯田室長、高谷主査、荻谷(拠点コーディネーター)が自己紹介を行った。

## 2 協議会委員変更について

**(事務局) : 飯田**

続きまして、委員の変更についてお知らせいたします。

お手元の委員名簿をご覧ください。つくば市福祉支援センターさくら村上委員からつくば市福祉支援センターくさぎ大塚委員に、つくば市社会福祉協議会吉田委員から菅野委員に、つくば市特別支援学校(進路指導部)藤原委員から八尋委員に変更いたしました。

その他委員の皆様については、今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

## 3 座長及び副座長の選出について

**(事務局) : 飯田**

昨年度、前座長の斎藤委員の退任により、飯島副座長が座長の代理として職務を行っていただきましたが、今年度については、改めまして、座長及び副座長の選出を行いたいと思います。

つくば市障害者自立支援協議会設置要綱の「第5条第1項 協議会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。座長、副座長の選出について、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

**(篠崎委員)**

事務局一任でお願いいたします。

**(事務局) : 飯田**

承知いたしました。それでは、事務局のほうから提案をさせていただきます。事務局案としましては、座長を飯島委員、副座長を上岡委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

—会場から拍手—

**(事務局) : 飯田**

それでは、飯島座長からご挨拶をお願いいたします。

**(座長) : 飯島委員**

昨年度は座長の代理ということで、1年間議事進行させていただきまして、今年度皆様のご承認をいただき、座長という形で改めて関わっていければと思います。

毎回ここでご挨拶させていただきますが、本当に若輩者で、大変多くの見識のある方々をお迎えしての議事進行ということで、例年役不足かなと思っている中で、一方では若輩者といったところでまだまだ吸収力はあると思っておりますので、ぜひ皆さんのそういう知識、またご意見をいただきながら、務めさせていただければと思いますので、引き続き、ご協力いただければと思います。

**(事務局) : 飯田**

続きまして、上岡副座長からご挨拶をお願いします。

**(副座長) : 上岡委員**

県立医療大学の上岡でございます。今年度は2年目ということで、やっと少し慣れてきたというところでもありますので、至らない点が多々あるとは思いますが、いろいろご意見をいただければありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

**(事務局) : 飯田**

ありがとうございました。それでは、協議事項に入っていきたいと思います。これからの進行につきましては、飯島座長、どうぞよろしくお願いします。

**(座長) : 飯島委員**

それでは、協議を始めさせていただきます。

協議に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、つくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

(…拍手…)

#### 4 報告事項

**(座長) : 飯島委員**

それでは、報告事項に入りたいと思います。報告事項の(1)です。つくば市重層的支援体制整備事業について事務局で説明をお願いいたします。

**(社会福祉課) : 佐野主任**

本日、お時間いただきましてありがとうございます。今年度より始めます重層的支援体制整備事業について、市内の関係者の皆様に広く共有させていただきたいと思い、ご説明に上がらせていただきました。重層的支援体制整備事業について本日説明させていただきます。多機関協働事業ということで、主に多機関での協働と連携を中心的に担当させていただきます。

—資料に基づき説明を行う—

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。今の説明に対してのご意見、ご確認、ご質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら、先に進ませさせていただいて、また後程あったときには、ご発言をお願いいたします。

続いての報告事項(2)です。令和6年度事業報告について、事務局お願いします。

**(事務局) : 高谷**

令和6年度つくば市障害者自立支援協議会事業報告をさせていただきます。  
お手元に資料の2をご用意ください。

1、協議会の開催状況について、全体会を1回行いました。自立支援協議会委員の20名で構成された全体の総括の会議体となっております。

こども部会、(専門部会1)、を2回開催しました。12名で構成されまして障害児に関する地域課題等について協議検討いたしました。

おとな部会(専門部会2)、を2回行いました。12名で構成されております。障害者に関する地域課題等について協議検討いたしました。

プロジェクト会議は、3回行いました。障害児サービス事業所連絡会開催について、1回行いました。6名のプロジェクトのメンバーで構成されておりました。内容としましては障害サービス事業所連絡会開催について協議検討を行いました。

(仮称)つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を、2回行いました。13名で構成されまして、条例策定についての意見交換を行いました。

令和6年度つくば市障害者差別解消地域支援協議会を1回行いました。20名で構成されておりました、令和5年度から、自立支援協議会の方で実施されているものになっております。

2番の協議内容について、(1)全体会、令和6年5月24日金曜日、午後1時半から3時の間に開催いたしました。まず、報告事項としまして、つくば市地域生活支援拠点事業について、資料に基づきご説明いたしました。続きまして、令和6年度の事業報告について資料に基づき説明いたしました。次に、つくば市障害者プランについて、計画書ができ上がりましたので、説明をさせていただきます。

検討事項です。まず、令和6年度の事業計画について資料に基づき説明を行

いました。その後、分科会、専門部会の日程内容等につきまして、子供部会、大人部会に分かれて、令和6年度の協議事項について検討していただきました。

検討していただいた結果、各部会で次のように会議が開催されております。まず、第1回こども部会としまして、令和6年7月25日木曜日9時半から11時の間に開催しました。協議内容といたしましては、つくば特別支援学校の地域支援センターの活動について、新谷委員よりご説明ご報告いただきまして、そのあと意見交換を行いました。また、障害児サービス事業所連絡会の開催について資料に基づき、説明をいたしました。

第2回こども部会については、令和7年2月5日の水曜日、9時半から11時に開催いたしました。協議事項といたしまして、支援に繋がっていない子供への支援について話題提供ということで、枝松委員より、カラーズの事業の説明や、話題提供として、事例を提供いただき、委員の皆さんで意見交換をさせていただいております。

続きまして、第1回おとな部会です。令和6年7月17日水曜日、10時から11時半に、開催いたしました。協議事項としましては、就労について、各委員の方より、障害者の就労についての課題など、出していただきまして、皆さんで意見交換をしていただきました。

第2回おとな部会、令和7年1月16日月曜日、10時から11時半に開催いたしました。協議内容といたしまして、日中サービス支援型共同生活援助の令和5年度の評価を行わせていただいております。

市内のトゥールンキャッスル、筑峯学園を対象に、事業所の担当者の方から、運営方針や活動内容を聞き取り、質疑応答を行い、評価を行いました。

次につくば市の就労支援事業について、障害者雇用促進事業等の報告ということで、マッチングサポート事業や福祉のお店「融点」の報告を行わせていただいております。

続きまして、プロジェクト会議です。障害児サービス事業所連絡会について、

令和6年8月6日火曜日、4時から5時の間に開催いたしました。協議事項といたしまして、障害児サービス事業所連絡会の開催についての話し合いをいたしました。開催通知の内容、当日どんなプログラムにするのかを検討いたしました。また、当日の役割についても協議いたしました。

プロジェクト会議第1回、（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を、令和6年9月24日火曜日、2時から3時半の間に開催いたしました。協議内容といたしましては、（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定について、資料に基づき、ご説明させていただきまして、意見交換を行いました。内容といたしましては、条例策定のスケジュールや、の各団体さんからの聞き取った内容を報告させていただきました。それから条例の見出などの案を出させていただいております。

プロジェクト会議2回の（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会です。令和6年10月10日木曜日2時から3時半の間に開催しております。協議事項としましては、条例仮称をつくば市障害者の情報取得及び利用並びに疎通の促進に関する条例策定について、資料に基づき説明し、意見交換を行いました。内容といたしましては条例案、つくば市等としての施策案を提示させていただきまして、皆さんからご意見をいただきました。

最後、令和6年度つくば市障害者差別解消地域協議会を令和7年3月19日火曜日、10時から11時半の間に開催いたしました。協議事項といたしまして、障害者差別解消法における相談対応についてということで、まず資料に基づき、当該地域協議会の再確認を行わせていただきまして、令和6年度の相談対応の事例紹介を行わせていただいております。

最後ですが、3、障害児サービス事業所連絡会を令和7年1月27日月曜日、9時半から11度半の間に開催いたしました。内容といたしましては、報告とし

て、障害者虐待の状況について、令和5・6年度の国県つくば市の虐待の件数の報告等を行わせていただいております。説明といたしまして、すてっぷのーとあゆむについて、記載事項の説明、活用方法のご説明をいたしました。最後、グループワークといたしまして、各事業所の困りごとについてのグループワークを行いました。6グループに分かれ、プロジェクトメンバーの方がファシリテーターとなりました。

参加者ですが、事業所から参加いただいたのが、63名となっております。市内の68事業所の方へご案内をさせていただいております。また、プロジェクトメンバーの6名の方にご参加いただいております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

**(飯島委員)**

はい。ありがとうございました。ただ今、ご説明ご報告いただいた件について、確認や、ご意見ご質問等ある委員の方いらっしゃいませんか。では、よろしいですか。

では、続いての報告事項に移りたいと思います。

**(事務局)：高谷**

これから話す内容ですが、この後部会に分かれ、部会の検討事項を検討していただく予定となっておりますので、その際の資料になるような形で考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、お手元に資料の3-1をご用意ください。令和6年度のあんしん相談室の実績になっております。あんしん相談室は、令和6年度は例年通り、第2第4木曜日の午前が1回、午後2回の1日3回、実施しておりました。

3ページ目を見てください。令和6年度は、全部で35件の、相談を受けております。

相談者の内訳について、一番多いのがご家族からの相談ということで、20名の方から、ご相談いただいております。その次に多いのがご本人さんから、12

名の方から、ご相談いただいております。

相談者の状況、ご本人さんの状況について、一番多いのが精神疾患をお持ちの方が18名で、一番多くなっております。

相談内容の内訳及び対応内容の集計の3ページのところ見ていただくと、一番多いのがサービスの情報提供になっております。どんな施設がいいのかなどか、どんなサービスを使ったらいいのかというところのご相談が一番多く受けており、29件となっております。

その次に多いのが、就職に関する相談となり、13名の方に就職の関係のご相談いただいております。年度末になると、相談件数として多い傾向にあると思います。

それから、10名の方が本人との接し方がわからない、ご本人さんが精神の疾患をお持ちで、家族として、親としてどう関わっていけばいいのかわからないということで、多くの方が、ご相談に見えていたような状況となっております。

今年度のあんしん相談室の状況としまして、チラシを資料の3-2として、あんしん相談室のカラー両面刷りの資料をご用意しております。今年度については、令和6年度の実績として、午後の枠にお申し込みいただくことが多かったため、今年度は、午後の2回の開催とさせていただくような形になりました。

また、今年度は障害者地域支援室にて、必ずあんしん相談の日に職員が常駐するようにし、必要に応じて一緒に相談に同席するようにしました。また、継続して、相談できるような体制を整え、相談機能の強化をしております。

それから、市内の全相談支援事業所の方にご協力、ご案内を差し上げまして、市内の全相談支援事業所の方に、今年度は参加していただけるということになっておりますので、特定相談支援事業所のOJTを強化することも併せて行わせていただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上になります。

**(武田委員)**

筑峯学園の武田です。補足になります。あんしん相談のチラシの対象者のと

ころに、利用者さん及びご家族となっておりますが、支援機関とか関係機関の方が相談に来て大丈夫です。以前は、学校の先生とか、事業者さんがケースの相談とかに来たり、福祉サービスの利用の仕方を聞きに来たりしたこともあったので、ここにいる皆さんには、ご理解いただいて、関係機関に周知していただければと思います。よろしくお願いします。

**(飯島委員)**

ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。根本委員お願いいたします。

**(根本委員)**

ありがとうございますかけはしネット根本です。

当会議の冒頭にお話のあった重層的支援体制整備事業が始まるっていったところと、今年度から、やり始めますよ。という話だったかと思うのですがけれども、障害福祉に関しては、このあんしん相談室がやはりそういった役割を担ってじゃないのかなと言うことをすごく、この事例の実績などを見させていただいて感じるところです。そことの住み分けというか、どういったところで考えていらっしゃるのかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひました。よろしくお願いします。

**(佐野主任)**

重層的支援体制整備事業は、今年度から開始になるため、取り組み方について検討を進めていく予定です。今後、相談実施体制についても整理していきたいと考えています。重層的支援体制整備事業においては、各分野で行われている相談支援を継続していくことが重要です。さらに、各分野を横断して相談を行う場合には、他の相談機関に転送するのではなく、そのまま受け入れることをお願いしています。

例えば、障害者向けの相談窓口では、元々の対象者である障害者や障害福祉に関する相談を優先して対応し、一方で高齢者等他の分野にまたがる相談が来

た場合にも柔軟に対応するようお願いしています。

以上が現時点の方針となりますが、ご理解いただけただでしょうか。

**(根本委員)**

ありがとうございます。これから始まるという段階なので、期待しています。当事者として、いろんな窓口で相談できることはありがたいと思います。ただ、たらい回しなどの問題が解消され、一度話したことを繰り返さなくてもいい環境が望ましいです。複数の窓口が一か所に集まって相談できる場所があれば、庁内での円滑な対応が可能になり、当事者の立場からも窓口が理想的だと考えます。ありがとうございます。

**(佐野主任)**

ありがとうございます。ご意見持ち帰らせていただきます。

**(枝松委員)**

カラーズつくばの枝松と申します。あんしん相談室の対象についてお尋ねしたいのですが、先程、武田さんから、支援者である事業所や学校の方も対象となる場合があるとおっしゃっていたと思います。この場合、対象や相談に訪れることが適切なのは、つくば市内にある事業所や学校に通う方々、またはつくば市に居住されている方々が対象となるのでしょうか。これにより、対象者が二つに分かれる可能性があるように思われ、この点について詳細を教えてくださいとありがたいです。

**(事務局) : 高谷**

つくば市以外の事業所の方でも、つくば市の支援を受けている方であれば問題ありません。つくば市に何らかの関わりがある方からの相談は一旦受け付けさせていただきます。もし、つくば市で対応できない場合は、他の市町村に引き継ぎを行います。ご相談いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

**(枝松委員)**

つくば市の事業所に所属されている方が迷っている場合、その方がつくば市

民でない場合の対応についてはどうなるのでしょうか。

**(事務局) : 高谷**

そのようなケースも受け入れ、ご相談を受け付けておりますので、ご安心ください。よろしくお願いいたします。

**(飯島委員)**

他はいかがでしょうか。

**(原口委員)**

ライフサポートセンターの原口です

以前にもお話をさせていただいたことがあります。私は茨城県の「にも包括」の推進サポーターを務めています。重層的支援体制整備事業について話がありましたが、他市町村では、重層的な支援体制整備事業と「にも包括」の協議の場を組み合わせている取り組みもあるようです。「にも包括」は障害だけでなく、包括的な視点で捉えるべきものだと考えます。重層的支援体制整備事業と絡めて「にも包括」の協議の場を設けることも一つの方法だと考え、提案させていただきました。ご検討いただければ幸いです。

**(佐野主任)**

ありがとうございます。持ち帰らせていただきます。

**(飯島委員)**

では、次の報告事項に一旦、進めさせていただこうかと思えます。また後程、時間を見て、ご発言をお願いいたします。

それでは報告事項の(4)です。令和6年度相談支援事業所連絡会のアンケート結果について、武田委員から、よろしくお願いいたします。

**(武田委員)**

筑峯学園の武田です。

この項目については私から説明します。現在、市内には相談支援事業所が30か所存在します。これらの事業所は2か月に1回、連絡会を開催しており、事

例検討や地域の支援機関に関する情報共有、相談支援計画の作成方法などについて協議しています。参加者の意見をもとに、つくば市の地域課題についてアンケートを実施し、結果をまとめました。この後、こども部会とおとな部会では今年度の活動内容を検討する予定であり、その際に参考資料として提供します。

利用したい障害者福祉サービスが不足していると感じるサービスは、居宅介護、家事援助、重度訪問介護、行動援護、短期入所などです。特に医療的ケアが必要な方の受け入れ先が不足しており、児童の短期入所施設も不足しています。さらに、地域生活支援事業や市町村事業のサービスが不足しており、移動支援日中一時預かりや行動障害者向けの施設が限られている状況です。相談支援事業所や相談支援専門員の数も不足しており、特に児童向けの相談支援受け入れ先が不足しています。

障害者が就職に向けて実習を行える企業の受け入れ先が不足しているほか、気軽に参加できるスポーツ施設も不足しています。さらに、既存のサービスに当てはまらない支援ニーズもあり、例えば通院時の付き添い買い物や体調不良時の対応が求められる場合があります。このようなニーズに対応するためには、相談支援機関により適切な支援が提供される必要があります。

調整や連携が難しいと感じられる事例もあります。送迎サービスの範囲が限定されていたり、送迎が不足している場合、代替案を見つけることが難しい状況があります。地域格差や社会資源の差が存在し、特に児童のケースでは家族の理解やニーズに関する課題が見られます。関係機関との連携も課題となっており、学校や医療機関との連携や事業所間の連携が必要です。

ここでは、相談支援専門員があつたらいいなと考える支援について、利用者のニーズに対応するための様々な支援について意見を募集しまとめたところで

す。具体的な支援の項目として、18歳以上の方向けの夕方の時間帯の支援、放課後等デイサービスの成人版のような支援を希望、入浴サービスを受けられる支援、放課後等デイサービスや日中一時預かりで入浴支援を受けられるように希望、送迎に関する支援 - 車を持たない世帯の子供の通学や通勤時に送迎サービスが必要、居宅訪問型生活支援、洗濯や掃除、食事などを本人が行えるよう指導訓練を提供してほしい。

また、次のような支援も望まれています。家族が困った時にイレギュラーな対応をしてもらえる居宅介護の支援、行動障害のある子供が安心して通える放課後等デイサービスや放課後支援、医療的ケアが必要な子供が気軽に利用できる施設や短期入所など。加えて、障害の有無に関わらず利用できる施設や土日祝日の余暇活動への支援、趣味や興味に関連した活動の場、家庭訪問型の学習支援などが求められています。これらの支援が提供されることで、利用者のニーズに適したサービスが提供され、地域の福祉サービスが向上することが期待されます。

#### **(飯島委員)**

武田委員、報告ありがとうございました。今の件について、皆様からいかがでしょうか。

よろしいですか、ではこの後の部会ごとに分かれた際に、参考にさせていただいて、そこでまたご意見等皆さんでしていただければと思います。

では次、報告事項5番目に移りたいと思います。令和6年度つくば市地域生活支援拠点等事業について、事務局よろしくお願いします。

#### **(荻谷コーディネーター)**

次に示す一覧表をご覧くださいと思います。この地域生活支援拠点等事業については、前回皆様にガイドライン等を通してご説明をいただきました。親が亡くなった後の対応を考える。また、その体制を整備していくという状況です。

今回始まりましたが、まず1番目として利用事前登録申請者が去年20名いました。そのうち6名は計画相談の利用がない方で、相談員がついていない方です。内訳は、精神障害者と知的障害者がそれぞれ5名、発達障害者が1名、身体障害者が2名、また知的と身体両方を持つ方が7名で、多い状況になっています。

次にこの事業は、事前の登録と共に、受け入れ先の事業所を整備していく事業でもあります。それが認定事業所登録者数になります。去年の登録事業所は13事業所になっています。別資料をご覧くださいと、どの事業所が登録しているかがわかります。この表の見方は、受け入れる事業所を示すマーキングがついている事業所がどこかを示しています。その合計が、資料の報告書に記載されている機能別になります。相談が6事業、緊急時の受け入れ対応は9事業となっています。これはマーキングの合計事業所数となります。まだまだ事業所数としては少ないところがあるので、今後も広報を進めていきたいと考えています。生活支援体制整備事業は、この図の5つの機能を連携させ、地域の関係機関が協力していく事業になっています。これらの機能と表を合わせてご覧くださいいただければと思います。

実際、去年はどのような活動を行ったか報告いたします。まず、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定の概要について、4月8日に事業所の皆様に説明や呼びかけを行いました。呼びかけた事業所数は、相談事業所や短期入所の事業所、就労移行A型やB型を含めて141事業所で、参加者は88名でした。また、つくば市障害者福祉支援事業所連絡会にも2回説明を行いました。さらに、地域支援センターとよさと、さくらの保護者会でも説明を行いました。保護者会ではとよさとが6名、さくらが11名で、相談支援員のいない方もいらっしゃいました。その後、登録者20名のうち半数がこの2つの事業所から上がってきた状況です。その他の問い合わせも多く、随時来所して説明を受けたいという方もいますので、対応しています。

最後に、研修会の実施についてです。専門的人材の確保養成の一環として、相談事業所連絡会において、拠点等整備事業の研修会を実施しています。緊急時の事例やグループワークを通して、拠点事業を理解する機会を提供しました。事例として、お母さんが入院し、亡くなってしまったが、日頃のサービスを上手く利用することで生活を継続できたという内容を通じて、緊急時に備える重要性を理解してもらっています。

以上が、拠点等事業の実績報告となります。ありがとうございました。

**(飯島委員)**

ありがとうございます。ただいまの説明の報告についてはどなたかご質問や確認事項等ありますでしょうか。

私、一つ質問をしてもよろしいですか。昨年度の報告があったと思いますが、実際に発動した実績は、昨年度はなかったということによろしいんですか。

**(荻谷コーディネーター)**

幸いなことにございませんでした。

事前に危なさそうだとこのころの相談は受けているのですが、そういうところに対して事前に、具体的にこういうふうな対応をしないと方がいいのではないかなどのアドバイスをしながら、支援していました。幸いに緊急で入所が必要だというケースは、ありませんでした。

**(飯島委員)**

ありがとうございます。他はご質問とか、いかがですか。よろしいですか。はい。

では一通り、報告事項を5ついただきました。

全体の報告事項を通してでも結構ですが、この後、各部会で、分かれていただくと思いますので、もし何か質問や確認事項し忘れた方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

意見ですが、あんしん相談について、この自立支援協議会から立ち上がった

っていう歴史もあるかと思いますが、今までこの実績が上がってきてからあまり目にした記憶がなくて、引き続き事務局は、大変かもしれませんが毎年、いただけるといいなと思ったので発言させていただきます。

その他は、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは次の検討事項に移っていきたいと思います。

では検討事項これから部会に分かれて、お話を例年通りしていただきますが開催日程案について事務局からまずご説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

**(事務局) : 高谷**

令和7年度の事業計画について、資料6-1と6-2をご用意いただけますか。今年度も引き続き、全体会、部会、プロジェクト会議、事務局会を進めていく予定です。資料6-2では、R7つくば市障害者自立支援協議会スケジュール案をご説明いたします。

全体会に関して、本日1回行い、3月末にもう1回行い、令和7年度の報告を年内に2回行い、次年度に向けて進める予定です。2月には障害者差別解消地域支援地域協議会を開催します。専門部会では、おとな部会を7月第1回目と1月、子供部会を1月と2月にそれぞれ予定しています。

プロジェクト会議では、4月9日につくば市障害者の情報取得及び利用、意思疎通の促進に関する条例案の制定の懇談会を行います。昨年度の大人部会で提案された就労支援事業所連絡会についても検討し、必要に応じて開催する予定です。事務局会では、5月4日に事務局の打ち合わせを行い、随時必要に応じて会議を開催していきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

**(飯島委員)**

はい。ありがとうございます。

今年度は、全体会が1回追加ということでの案をいただいておりますが、皆様から例えば少ない、もう少しここは多くした方がいいのではないか、など何かあれば、ご意見いただければと思いますが。いかがでしょうか。

事務局、昨年度実施した、障害児サービス事業所連絡会は、今年度は、特に開催予定はなしということでもよろしかったでしょうか。

**(事務局) : 高谷**

昨年度行いました障害児サービス事業所連絡会ですが、自立支援協議会では、今年度は開催をしますが、市の方の事業として行っていく予定になっております。よろしくお祈いします

**(飯島委員)**

では、(2)分科会(専門部会)の日程、内容等について、事務局お願いします。

**(事務局) : 高谷**

おとな部会と子ども会に分かれて協議を行う予定ですが、お手元には、令和6年度と令和7年度のつくば市障害者自立支援協議会委員名簿をご用意いただけますか。部会に1・2という数字が振られていますが、1は子ども部会を表し、2はおとな部会に参加される方を示しています。要項では、部会長を置くことが記載されており、子ども部会には飯島座長、おとな部会は、上岡副座長にお願いしたいと考えています。また、委員の皆様には、所属以外の部会の会合にもご参加いただけますので、お時間が許すようでしたらご参加ください。場所についてですが、窓の際に机を寄せて子ども部会の打ち合わせを行い、出入口の方にはおとな部会の打ち合わせを行う予定です。ご協力の程、よろしくお祈いいたします。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございました。それでは、おとな部会とこども部会に分かれていただいて、日程と課題について決めていただき、事務局に伝えていただいて、決まった部会から解散という形で終わりたいと思います。では閉会とさせていただきます。特になければ、部会ごとに分かれてください。よろしくお願ひいたします。

部会ごとに協議内容がまとまりましたら、そのまま解散とし閉会します。よろしくお願ひします。

(部会ごとに分かれて協議)

6 閉会

令和7年度 第1回つくば市障害者自立支援協議会全体会 次第

日 時 令和7年5月27日(火)

午後1時30分～3時30分

場 所 つくば市役所2階 防災会議室(2)

1 開 会

2 協議会委員の変更について

3 座長及び副座長選出について

4 報告事項

- (1) つくば市重層的支援体制整備事業について
- (2) 令和6年度事業報告について
- (3) 令和6年度あんしん相談室実績及び令和7年度相談体制について
- (4) 令和6年度相談支援事業所連絡会のアンケート結果について
- (5) 令和6年度つくば市地域生活支援拠点等事業について

5 検討事項

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 分科会(専門部会)の日程、内容等について

6 そ の 他

7 閉 会

つくばでも  
始まります！

# 重層的支援体制整備事業



社会福祉課



# 重層的支援体制整備事業とは

法律では・・・

・・・地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するように努めるものとする。（社会福祉法第106条の3（包括的な支援体制の整備））

キーワードは“包括的”

包括的:全体をおおっているさま。総括的。

重層的:幾重にも層をなしてかさなっているさま。（Oxford Languages）

幾重にも折り重なり、全体をおおうような支援体制を整備していく事業



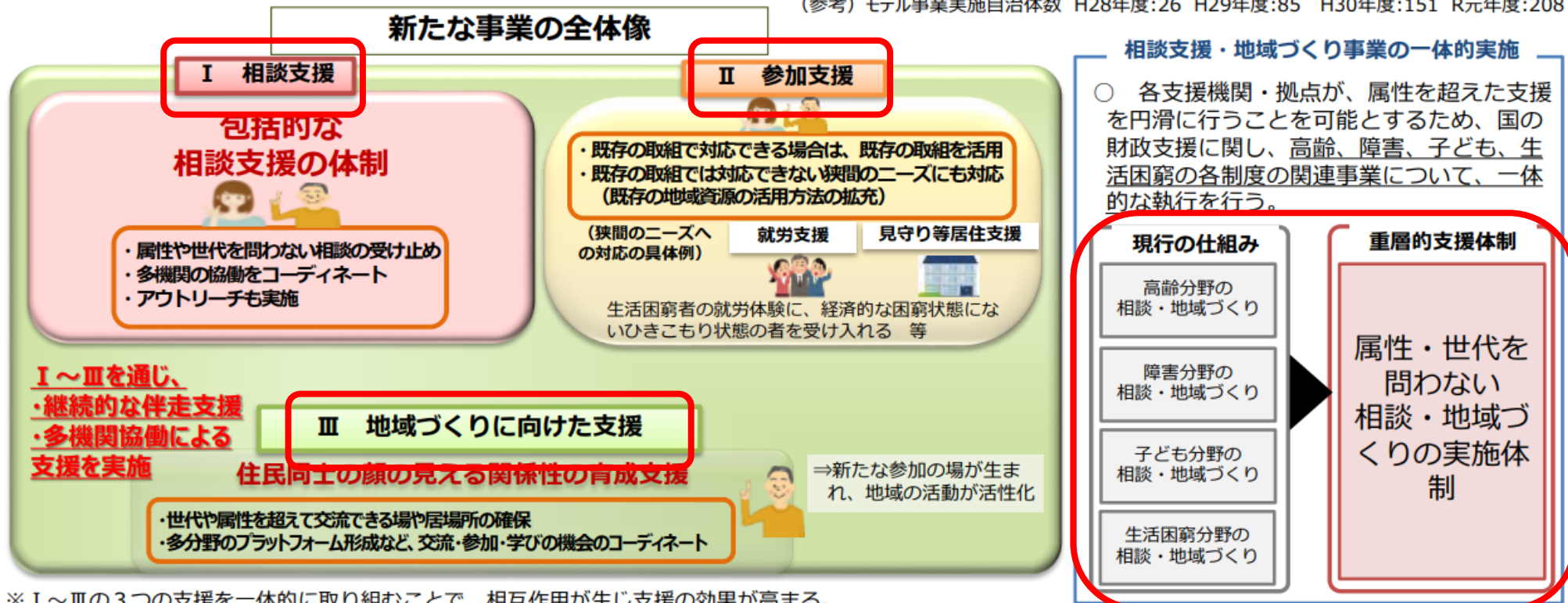
# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

第106条の4第2項の各号			既存の事業名等	
1号	包括的支援	イ	介護分野	地域包括支援センター事業
		ロ	障害分野	障がい者相談支援事業
		ハ	子ども分野	利用者支援事業
		ニ	生活困窮者分野	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）
2号	<b>新</b> 参加支援事業		狭間のニーズへの社会参加支援や見守り	
3号	地域づくり	柱書	生活困窮分野	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
		イ	介護分野	一般介護予防事業の内、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等）
		ロ	介護分野	生活支援体制整備事業
		ハ	障がい分野	地域活動支援センター事業
		ニ	子ども分野	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
4号	<b>新</b> アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		訪問等により継続的に繋がり続ける	
5号	<b>新</b> 多機関協働事業		多機関の協働による包括的支援構築事業	
6号	<b>新</b> 支援プラン		上記と合わせて行う	

# 窓口でこんなことで悩んだことはありませんか？

支援を必要としていそうだが、高齢、障害、児童、生活困窮といった既存の支援の枠組みに当てはまらないため、担当課がわからない。  
例：社会的孤立、刑務所からの出所者 等

家族の複数人がそれぞれ被支援ニーズを持っており、それぞれの部署は関わっているが、中心となってケースを把握し、関わる部署がわからない。



そもそも存在に気づけない/支援につながらないまま深刻化していく。  
例：引きこもり、セルフネグレクト、虐待 等

明らかに支援を必要としているが、本人が拒否しているため、介入のしようがない。  
例：ゴミ屋敷、精神疾患等が疑われるが病識がないケース セルフネグレクト 等

社会参加/孤立感の解消につなげたいが、既存の制度は使えそうなものがない。  
例：引きこもりや外国人住民 等

## 市民の目線だと・・・

自分や家族が複数の支援機関に相談しているが、それぞれの機関に同じ話を何度もしなければならぬ。  
それぞれの支援機関から言われることが違って、どの話を聞いたらいいかわからない。



相談先がわからない。

相談するのがいや。

相談してみたが、「この窓口ではない」「この制度の対象にはならない」と言われてしまった。

現場には支援のしづらさ/受けにくさの「あるある」がいっぱいありますよね。

# 重層的支援体制整備事業の支援対象は、どこに相談して良いかわかりにくい 複雑化・複合化したケースや制度の狭間のケース



## 8050問題

- ・ 80歳の介護が必要な高齢者  
→ 地域包括支援課  
→ 介護保険課
- ・ 50歳の引きこもりの子ども  
→ 健康増進課  
→ 保健センター  
→ 障害者地域支援室

## ヤングケアラー問題

- ・ 精神疾患等の病気の親  
→ 健康増進課  
→ 保健センター  
→ 障害者地域支援室
- ・ 親を介護する子ども  
→ こども未来センター  
→ 教育局

## ダブルケア問題

- ・ 高齢の親の介護  
→ 地域包括支援課  
→ 介護保険課
- ・ 子育て  
→ こども未来センター  
→ 教育局

## 生活困窮・子どものネグレクト問題

- ・ 精神疾患で生活困窮の親  
→ 障害者地域支援室  
→ 社会福祉課
- ・ 子育てネグレクト  
→ こども未来センター  
→ 教育局



複合化・複雑化した支援ニーズ  
制度の狭間の支援ニーズ  
を持つ住民/世帯

地域のなかでの孤立してしまう

社会の制度とうまくつながらない

状況の深刻化  
課題の複雑化

本人や家族だけでなく、誰にとっても  
よくない結果に・・・

行政、支援機関：支援のコストの上昇  
地域：生活環境の低下

こうした事態を防ぐor軽減するためには  
**“伴走型支援”**が必要！

伴走型支援とは・・・

支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、  
本人と社会・他者との関係を広げていくことを目的とした支援

問題解決・軽減には

「具体的な課題解決を目指すアプローチ」

「つながり続けることを目指すアプローチ」

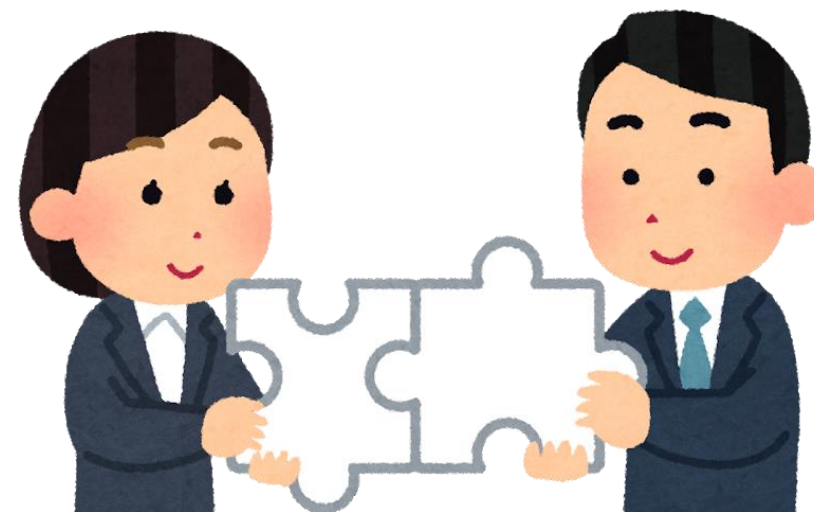
の両方が必要。また、支援を行う主体も

「専門職による伴走型支援」

「地域住民同士の支えあいやゆるやかな見守り」

の両方が必要。

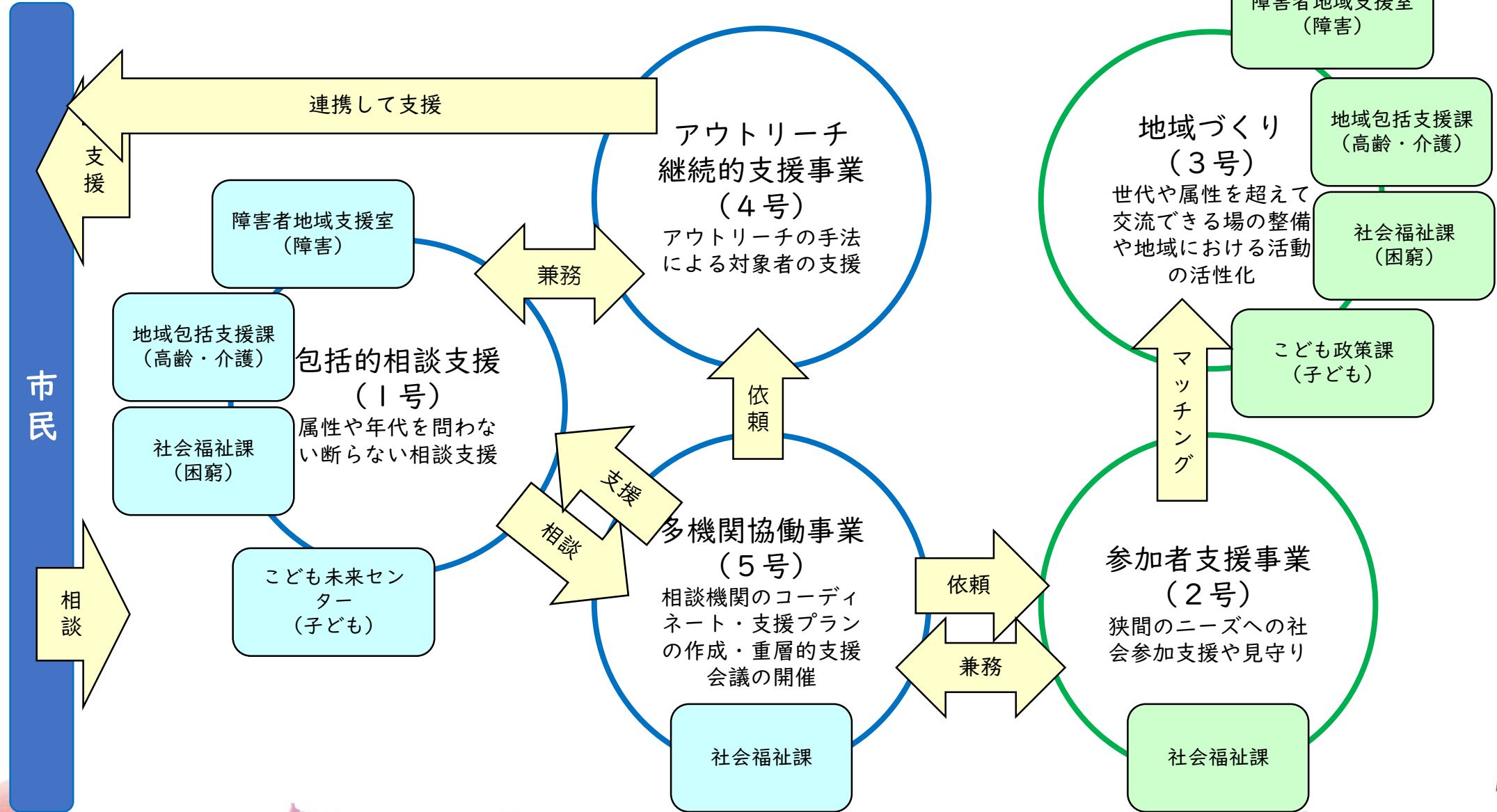
・・・様々な視点による支援が層になった包括的な支援体制づくり



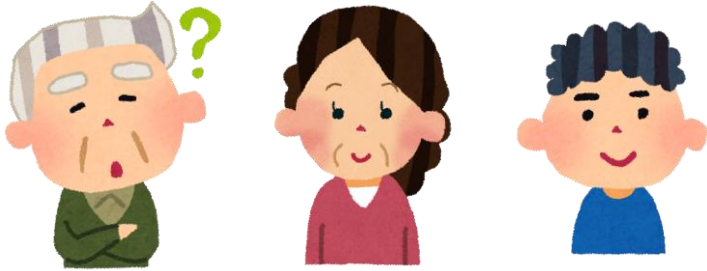
**重層的支援体制  
整備事業**



# つくば市の重層的支援体制整備事業体制図



## 重層的支援体制整備事業のイメージ



### ○筑波 谷太郎 さん

70代 身体的には元気だが、認知症の症状が出ている。要支援2。

### ○筑波 さくら さん

40代 10年前に夫と離婚し、谷太郎さんと同居している。幻覚・妄想の訴えがあり精神障害が疑われている。就労はしていない。

### ○筑波 茎太 くん

13歳 小学校1年生から不登校状態。谷太郎さんの介護や、家事の多くを行っている。

・自宅は持ち家で、一家の収入は谷太郎さんの年金収入のみ。

・介護利用料、税、公共料金を滞納

・地域包括支援センターのケアマネジが、谷太郎さんの支援に入るなかで世帯の困りごとに気づいたが、ケアマネの業務は高齢者のサービス調整のため、娘と孫に対して支援できない。

### ○市役所の関係課

- ・地域包括支援課（谷太郎さん：高齢者に対する支援）
- ・障害者地域支援室・健康増進課（さくらさん：精神疾患疑いの住民に対する支援）
- ・こども未来センター・教育局（茎太くんの不登校）
- ・介護保険課（介護保険料滞納で関わりあり）
- ・納税課（税の滞納で関わりあり）
- ・水道局（上下水道料金の滞納で関わりあり）
- ・幼児保育科（過去に保育料滞納で関わりあり）
- ・消費生活センター（過去に多重債務で相談あり）
- ・住宅政策課（過去に市営住宅で相談あり）
- ・環境保全課（過去に多頭飼育で相談あり）

### 課題①

各個人の支援や税、保険料の滞納、過去の相談歴、支援歴などがあり、各課がそれぞれに関わってきた経緯があるが、情報の共有が全くできていなかった。

そのため、他の世帯員は担当領域外の扱いとしてきていたため、世帯全体の生活課題が把握できていなかった。

### 課題②

この世帯に対して、市として何かと支援をしたいが、庁内でこれらを扱う担当課と連携・協働して支援する体制がない。

**重層的支援体制が必要！**

## 重層的支援体制整備事業のイメージ②

### ○世帯の状況

谷太郎さん：認知症で支援が必要

さくらさん：精神疾患疑いだが未受診。未就労

茎太くん：不登校、ヤングケアラー状態



- ・介護利用料、税、公共料金を滞納
- ・地域包括支援センターのケアマネが発見

○重層的支援会議を招集し、支援終結の判断

### 2号 参加支援事業

・茎太くんは、こども食堂にも通い始め、近所との人間関係を構築後、徐々に学校に登校を始めた。

### 1号 包括的相談支援

ケアマネが多機関協働に相談

### 5号 多機関協働事業

- ・庁内の関係課と庁外の支援機関の参加による重層的支援会議を招集
- ・対象世帯の情報共有、支援プランの検討し、支援策をコーディネート

○支援プランに沿って、多機関の専門性や機能を活かし、連携・協働して支援開始。

- ・谷太郎さんはデイサービスと訪問介護の利用開始
- ・世帯に対して家計改善支援と食糧支援を開始

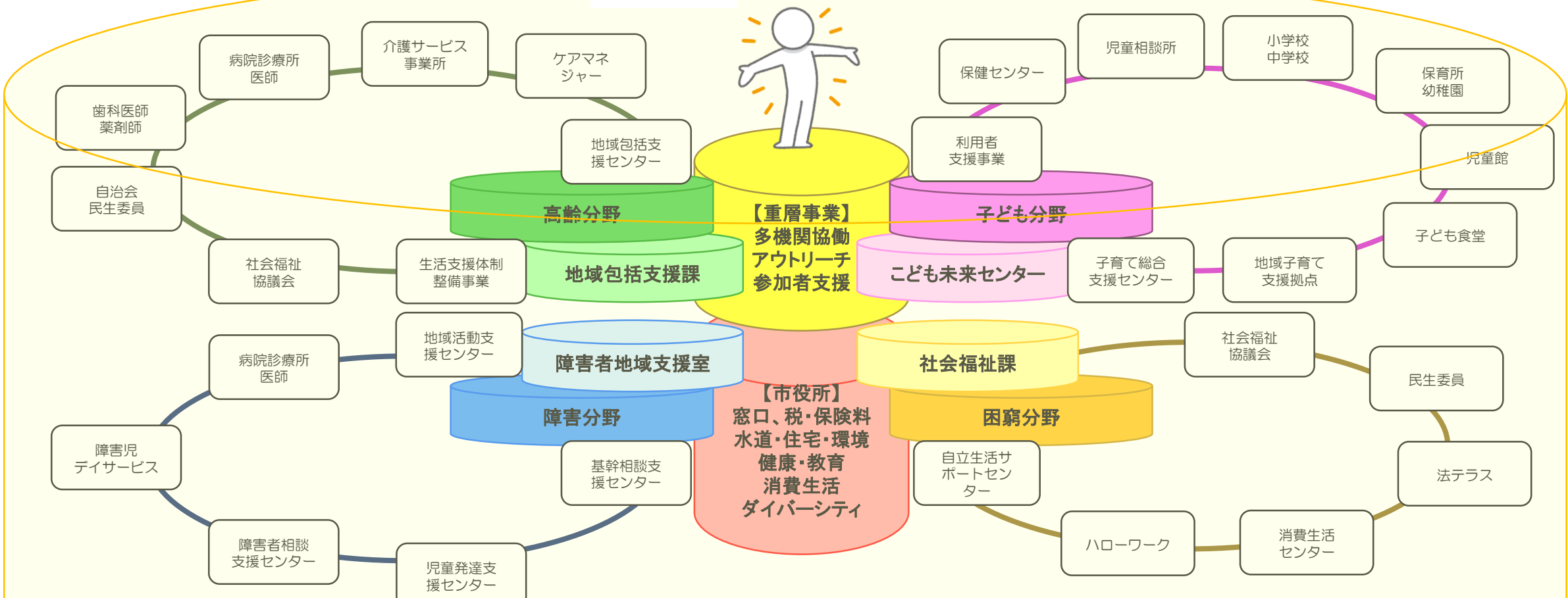
### 4号 アウトリーチ継続的支援事業

・さくらさんと茎太くんに対して、アウトリーチ支援を開始、半年後に信頼関係を構築し、さくらさんは通院開始。その後、地域活動支援センターへ通所を始める。

・茎太くんは、参加支援を活用し近所の高齢者向けサロンに通い始める。

# 地域で複雑化・複合化した問題を 市内市外で一体的に支援する体制が必要

層がしっかり重なっていれば落ちない！



## そのための「重層的支援体制整備事業」

使える選択肢を地域に増やし、各関係機関の連携を強化することで、隙間のない「支援しやすい」「支援につながりやすい/使いやすい」体制を整備する。

各支援機関が一つのチームとなり対象者を支援する



# 多機関協働事業フロー（案）

## ①相談・受付 (本人・支援者 等)



会議についての依頼  
以外にも、お気軽に  
ご連絡ください。  
(例：相談先がわか  
らないなど)

## ②支援プランの作成



関係機関の情報を整  
理したうえで、本  
人・家族の希望を踏  
まえた支援プランを  
作成します。

## ③支援会議を開催し、 支援方針を決定



役割分担や情報共有、  
支援方針についての  
協議

## ④チームとして支援



各部署がそれぞれ支  
援する状態から、  
支援チームとしての  
関わりに！  
※多機関協働事業者が対応  
を引き継ぐものではありません。

## 重層的支援会議

根拠	多機関協働事業実施要領
対象者	複合化・複雑化した支援ニーズがある等、支援者間での調整が必要なケース
同意・ 守秘義務	原則として本人からの情報共有についての <b>同意が必要</b> 。 ※相談時点では同意がなくても、多機関協働事業者から本人の同意取得に向けてアプローチすることも可能。
内容・役割	<b>情報共有と支援方針の検討</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援プランの適切性の協議</li><li>・プラン終結時の評価</li><li>・社会資源の把握と開発に向けた検討</li></ul> <b>多機関協働事業者が支援プランを作成する。</b>
位置づけ	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施するために行う会議

## 支援会議

根拠	社会福祉法第106条5
対象者	・支援が必要かと思われるのに支援につながっていないケース ・情報共有が必要なケース
同意の有無	<b>問わない</b>
守秘義務	<b>設定されている</b> (違反の際の罰則規定あり) ※税務職員が有する納税者等の情報の共有は不可
内容・役割	<b>情報共有と支援方針の検討</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・気になる事案の情報提供/情報共有</li><li>・必要な支援体制の検討/見守り</li><li>・緊急性がある事案への対応</li></ul> <b>原則として、包括的相談や重層的支援会議に繋げるまでの協議</b>
位置づけ	地域において、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にも関わらず支援ができていないひとへの支援を行うために開催するもの。

# 根拠資料

## ○支援会議 社会福祉法第106条の6

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



# ○皆様をお願いしたいこと

支援の場面で“断らない相談支援”を意識してください。

・御自身の分野の内容でなくても、傾聴力を持って、相談者の困りごとを聞いていただくようお願いいたします。「他に困りごとはありませんか？」と聞いてみるのもいいかもしれません。

・相談事が御自身の分野ではない場合、適切な相談先につなぐまで行っていただくようお願いいたします。その際、相談先に事前に連絡したり、場合によっては同行したりすると、相談者の方に安心感を持っていただけるかと思えます。丁寧なつなぎを意識してください。どこに相談すればわからない相談事については、つくば市役所社会福祉課多機関協働事業者に御相談ください。つなぎ先を一緒にお探しします。

・受け止める側になった場合も、気持ちのよい受け止めをお願いいたします。たらいまわしが発生しないように、相談が、確実にどこかでは受け止められるような対応をお願いいたします。

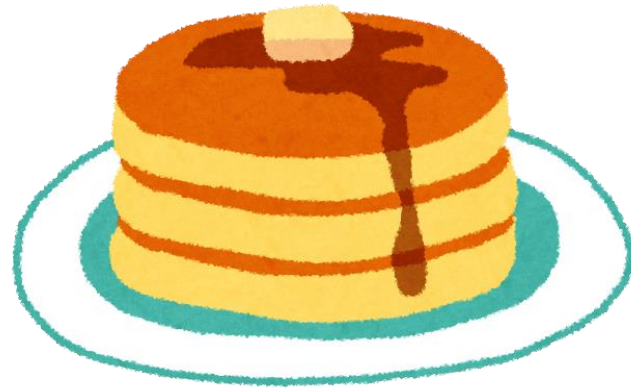
積極的な情報共有をお願いします

各分野の支援だけでは対応が困難な対象者を発見した場合は、早期に各相談窓口や多機関協働事業者に相談・報告していただくようお願いいたします。

重層的支援会議・支援会議へのご参加をお願いします。

今後会議への参加をお願いすることがあるかと思えます。会議への参加については、可能な限り応じていただくようお願いいたします。また、資料等の提出についても、ご協力をお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。



## 令和6年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告

### 1 協議会開催状況

(1) 全体会:1回

自立支援協議会委員20名で構成された全体の総括

(2) こども部会(専門部会1):2回

12名で構成。障害児に関する地域課題等について協議・検討

(3) おとな部会(専門部会):2回

12名で構成。障害者に関する地域課題等について協議・検討

(4) プロジェクト会議:3回

ア 障害児サービス事業所連絡会開催について:1回

6名で構成。障害児サービス事業所連絡会開催について協議・検討

イ (仮称)つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会:2回

13名で構成。条例策定についての意見交換

(5) 令和6年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会:1回

20名で構成。今年度から自立支援協議会内で実施

### 2 協議内容

(1) 全体会

ア 日時

令和6年5月24日(金)午後1時30分～3時

イ 報告事項

(ア) つくば市地域生活支援拠点等事業について

(イ) 令和5年事業報告について

(ウ) つくば市障害者プランについて

ウ 検討事項

(ア) 令和6年度事業計画について

(イ) 分科会(専門部会)の日程、内容等について

こども部会、おとな部会に分かれて、6年度協議事項について検討

(2) 第1回こども部会

ア 日時

令和6年7月25日(木)9時30分～11時

イ 協議事項

- (ア) つくば特別支援学校 地域支援センターの活動について
- (イ) 障害児サービス事業所連絡会の開催について

(3) 第2回こども部会

ア 日時

令和7年2月5日(水)9時30分～11時

イ 協議事項

支援につながっていない子どもへの支援について～話題提供～

(4) 第1回おとな部会

ア 日時

令和6年7月17日(水)10時～11時30分

イ 協議事項

就労について

(5) 第2回おとな部会

ア 日時

令和7年1月16日(月)10時～11時30分

イ 協議事項

- (ア) 日中サービス支援型共同生活援助の令和5年度評価について  
「トゥールンキャッスル」「筑峯学園」を対象に事業所担当者から運営方針や活動内容を聞き取り評価。
- (イ) つくば市の就労支援事業について(障害者雇用促進事業等の報告)

(6) プロジェクト会議:障害児サービス事業所連絡会開催について

ア 日時

令和6年8月6日(火)16時～17時

イ 協議事項

- 障害児サービス事業所連絡会の開催について
  - (ア) 開催通知について
  - (イ) 当日の役割

(7) プロジェクト会議:第1回(仮称)つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会

ア 日時

令和6年9月24日(火)14時～15時30分

イ 協議事項

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換

**(8) プロジェクト会議:第2回 (仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会**

ア 日時

令和6年10月10日(木)14時～15時30分

イ 協議事項

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換

**(9) 令和6年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会**

ア 日時

令和7年3月19日(火)10時～11時30分

イ 協議事項

当市での障害者差別解消法における相談対応について  
(当該地域協議会の再確認、事例紹介等)

**3 障害児サービス事業所連絡会**

(1) 日時

令和7年1月27日(月)9時30分～11時30分

(2) 内容

ア 報告:「障害者虐待の状況について」

イ 説明:「すてっぷのーとあゆむについて」

ウ グループワーク:「事業所の困り事について」

(3) 参加者

ア 事業所参加者 36名

イ プロジェクトメンバー 6名

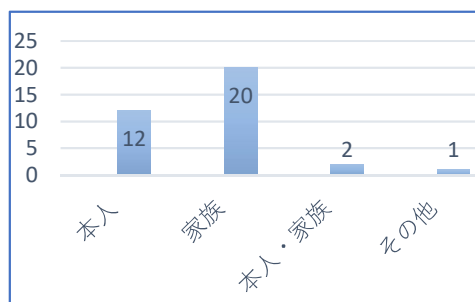
## 令和6年度 あんしん相談室実績

番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職 収入	学業 進学	権利擁護 年金・手帳	拠点等	その他
1	4/11 ①	本人	1				1				1
2	4/11 ②	本人	1				1				
3	4/11 ③	母			1					1	
4	4/25 ①	本人	1								1
5	4/25 ②	本人 母	1	1			1				
6	5/23 ①	母	1				1			1	
7	5/23 ②	本人									1
8	5/23 ③	母	1						1	1	
9	6/13 ①	本人	1								1
10	6/27 ①	母	1		1		1				
11	8/8 ①	母	1		1				1		
12	9/12 ①	母	1	1							1
13	9/12 ②	両親	1	1		1					
14	9/26 ①	本人	1						1		
15	9/26 ②	本人	1	1							1
16	10/10 ①	義理 妹	1								
17	10/24 ①	母	1	1			1			1	
18	10/24 ②	母	1			1	1				
19	11/14 ①	本人	1	1							
20	11/14 ②	妻	1		1						1

番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職	学業 進学	権利擁護 年金・手帳	拠点等	その他
21	11/14 ③	本人					1		1		
22	11/28 ①	母	1	1		1		1			
23	12/5 ①	本人	1								1
24	12/19 ①	妹	1	1		1					
25	12/19 ②	本人	1	1		1					
26	1/9 ①	母	1	1	1			1	1		
27	1/9 ②	両親 本人	1				1		1		
28	1/23 ①	上司	1				1				
29	2/13 ①	母			1			1			
30	2/13 ②	母	1		1						
31	2/27 ①	母・兄	1	1			1			1	
32	3/13 ①	母	1		1		1				
33	3/13 ②	本人					1				1
34	3/13 ③	母	1	1	1						
35	3/27 ①	母			1	1		1			
合計			29	12	10	6	13	4	6	5	9

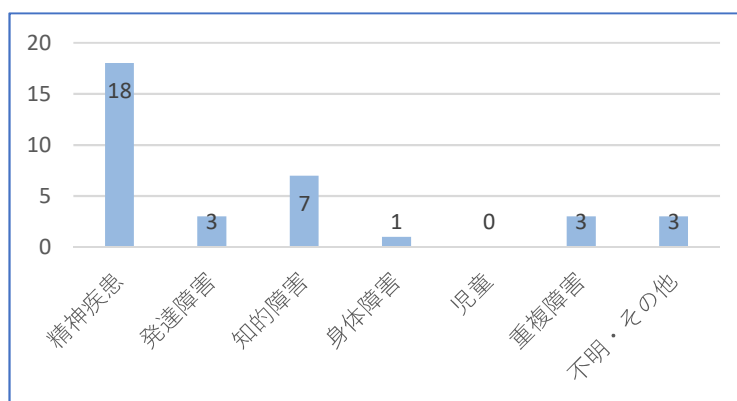
## 1 相談者内訳


本人	12
家族	20
本人・家族	2
その他	1
合計	35



## 2 本人状況

精神疾患	18
発達障害	3
知的障害	7
身体障害	1
児童	0
重複障害	3
不明・その他	3
合計	35





# 障害福祉

2025年度・前期

## あんしん相談室

障害がある方やその御家族が、障害福祉に関することを相談できる『あんしん相談室』を下記の日程で開室しております。「福祉サービスを利用したいが、どのようなサービスがあるかわからない。利用の方法がわからない。」の質問や疑問に、相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に考えていきます。また、必要に応じて、関係機関をご案内いたします。

### 【対象】

身体・知的・精神の障害、発達障害や難病がある方およびその御家族がご利用になれます。

### 【開室日時】

○開室期間：2025年4月～2026年3月・毎月第2、第4木曜日（8月第1・第3木曜日）

○開室時間：午後1時～午後4時

2025年 (4月～9月)	4月	10 (木)	24 (木)
	5月	8 (木)	22 (木)
	6月	12 (木)	26 (木)
	7月	10 (木)	24 (木)
	8月	7 (木)	21 (木)
	9月	11 (木)	25 (木)

### 【場所】

つくば市役所2階 相談室（状況により、変更する場合があります）

### 【費用】

相談は無料です。

### 【問い合わせ・申し込み】

予約申し込みの方、優先です。

電話かFAXで事前にご連絡ください。



### <連絡先>

障害者地域支援室 電話029-883-1111（代表）・FAX029-868-7544



# 障害福祉

2025年度・後期

## あんしん相談室

障害がある方やその御家族が、障害福祉に関することを相談できる『あんしん相談室』を下記の日程で開室しております。「福祉サービスを利用したいが、どのようなサービスがあるかわからない。利用の方法がわからない。」の質問や疑問に、相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に考えていきます。また、必要に応じて、関係機関をご案内いたします。

### 【対象】

身体・知的・精神の障害、発達障害や難病がある方およびその御家族がご利用になれます。

### 【開室日時】

○開室期間：2025年4月～2026年3月・毎月第2、第4木曜日（12月第1・第3木曜日）

○開室時間：午後1時～午後4時

2025年10月 ～ 2026年3月	10月	9 (木)	23 (木)
	11月	13 (木)	27 (木)
	12月	4 (木)	18 (木)
	1月	8 (木)	22 (木)
	2月	12 (木)	26 (木)
	3月	12 (木)	26 (木)

### 【場所】

つくば市役所2階 相談室（状況により、変更する場合があります）

### 【費用】

相談は無料です。

### 【問い合わせ・申し込み】

予約申し込みの方、優先です。

電話かFAXで事前にご連絡ください。



### <連絡先>

障害者地域支援室 電話029-883-1111（代表）・FAX029-868-7544

## 1 相談支援専門員から見えるつくば市の地域課題（アンケート抜粋）

### （1）足りない・少ないと思えるサービス等

〈利用したい障害福祉サービスが足りない〉

例：居宅介護（主に家事援助）。重度訪問介護。行動援護。短期入所。

〈医療的ケアが必要な方の受け入れ先が少ない。特に児の短期入所利用先〉

〈利用したい地域生活支援事業（市町村事業）のサービスが足りない〉

例：移動支援。日中一時預かり。

〈行動障害のある方が利用できる事業所が限られている（少ない）〉

〈相談支援事業所（相談支援専門員）の数が足りない〉

例：児童の相談支援の受け入れ先が少ない。児童のセルフプラン率が高い。

〈障害者が就職に向けて実習を行なえる企業の受け入れ先が少ない〉

〈障害者が気軽に参加できるスポーツ施設が少ない〉

- ・既存のサービス内容に当てはまらない支援（例えば、院内の付き添い・買い物同行・体調不良時の対応・電球交換等）は、相談支援に求められることがある（多い）
- ・利用者のニーズに沿った支援、福祉サービスの利用へとつなげていきたいが、利用者のニーズよりも既存のサービスや事業所に合わせた支援（当てはめる支援）とならざるを得ない。

### （2）調整や連携が難しいと感じていること

〈送迎の確保〉

- ・送迎の範囲が限定される。
- ・送迎がない、自力で通うことができない等の理由でサービスが利用できない。
- ・児童のケース。親に運転免許がなく、行動特性等により事業所の送迎車に乗れない等の事情がある場合、代替案を見つけづらい。

〈障害福祉サービス等の社会資源の地域格差〉

- ・地域格差によりサービス利用に差がある。
- ・中心地と周辺地域、事業所の多い少ない。
- ・中心地以外公共交通機関が整っていないので福祉サービスの選択が狭まる。

〈（特に児童のケースにおいて）ご家族の障害への理解や受容が難しい〉

〈関係機関との連携が難しい〉

- ・学校との連携。
- ・医療との連携。
- ・児童＝小児科から成人＝精神科への移行選択が難しい。
- ・事業所のとの連携。

## 2 相談支援専門員が「あったらいいな」と考える支援等

### (1) 「あったらいいな」と考えるサービス等

- 〈18歳以上の方の夕方の時間帯の支援。放課後等デイサービスの成人版のような支援〉  
学齢期に放課後等デイサービスを利用されていた方は、この時間帯に利用できる支援の確保に苦慮されている。
- 〈入浴サービスを受けられる支援〉  
入浴支援が受けられる放課後等デイサービス、日中一時預かり等。
- 〈送迎に関する支援〉  
例えば、車を持たない世帯の子どもが通学時に利用できるサービス。  
就労継続支援A型事業所や企業等への通勤時に利用できるサービス（サービスが有る）  
個々のニーズに合わせて移動できる送迎サービス。
- 〈居宅訪問型生活支援〉  
洗濯の仕方、掃除の仕方、ごはんの作り方など生活に関することを利用者さんが生活している場所へ訪問して、支援者がやるのではなく、本人が行なうことができるように指導訓練を行なってくれるような支援（一緒に行く場合は有る）
- 〈家族が困った時等、イレギュラーの対応をしてもらえる居宅介護のような支援〉  
サービス内容が居宅介護より幅広く対応ができる支援
- 〈行動障害のあるお子さんも安心して通える放課後等デイサービスまたは放課後の支援〉
- 〈医療的ケアが必要なお子さんも気軽に利用できるお泊り施設（短期入所）〉

### (2) 「あったらいいな」と考える社会資源等

- 〈障害があってもなくても気軽に立ち寄れる施設等の社会資源〉
- 〈土日祝日の余暇活動への支援〉  
例：気軽に集まってお茶しながらおしゃべりできるような場所。
- 〈自分の趣味や興味のあることを披露できる場〉
- 〈社会資源を活用した地域の見守り隊のような支援〉
- 〈日本語以外を母国語とする家族や本人への通訳支援〉  
例：学校での面談、相談の面談等で日本の福祉制度を理解している通訳者がいれば助かる。
- 〈発達障害や知的障害のある児童に対する家庭訪問型の学習支援〉  
例：学習障害児向けの学習支援（塾など）。学校の授業についていけなくて不登校になるケースもある。将来の選択肢を広げられるようできない学習からできる学習方法へ導いていくような支援。
- 〈家族が障害について学べる支援〉  
例：養育について、家族等に家庭教師的な関わりを持って関われる支援者。

## 令和6年度地域生活支援拠点等事業実績報告

### 1 利用事前登録申請者数 20人（うち6人は計画相談の利用なし）

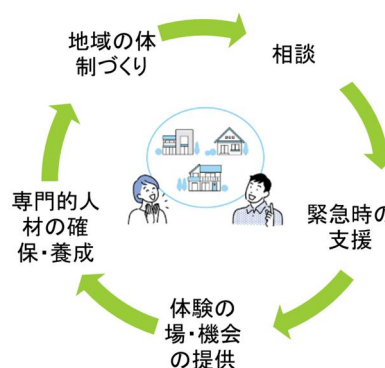
#### (1) 内訳

精神障害5人 知的障害5人 発達障害1人 身体障害2人 知的・身体7人

### 2 認定事業所登録数 13事業所

#### (1) 機能種別（延べ）

相談 6事業所  
 緊急時の受入れ・対応 9事業所  
 体験の機会・場 5事業所  
 専門的人材の確保・要請 3事業所  
 地域の体制づくり 5事業所



「5つの機能」を連携させ、地域の関係機関がそれぞれの範囲で協力し合い連携する仕組みです。

### 3 活動

#### (1) 事業の説明

##### ア 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定の概要

日程：令和6年4月8日 場所：つくば市役所 201 会議室 参加者：88名  
 内容：拠点事業の説明・障害サービス等報酬改定の概要について

##### イ つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会での説明

日程：令和6年6月26日・8月29日 場所：市役所・老人センターとよさと  
 参加者：6/26 16事業所 18名 事務局2名 8/29 16事業所 16名 事務局2名  
 内容：拠点事業の説明・計画相談利用中のハイリスク者の把握を依頼

##### ウ 地域支援センターとよさと、さくらの保護者会

日程：令和6年9月25日・令和7年1月14日 場所：各センター  
 内容：相談支援専門員の役割及び拠点事業の説明→利用事前登録申請あり

##### エ その他の説明

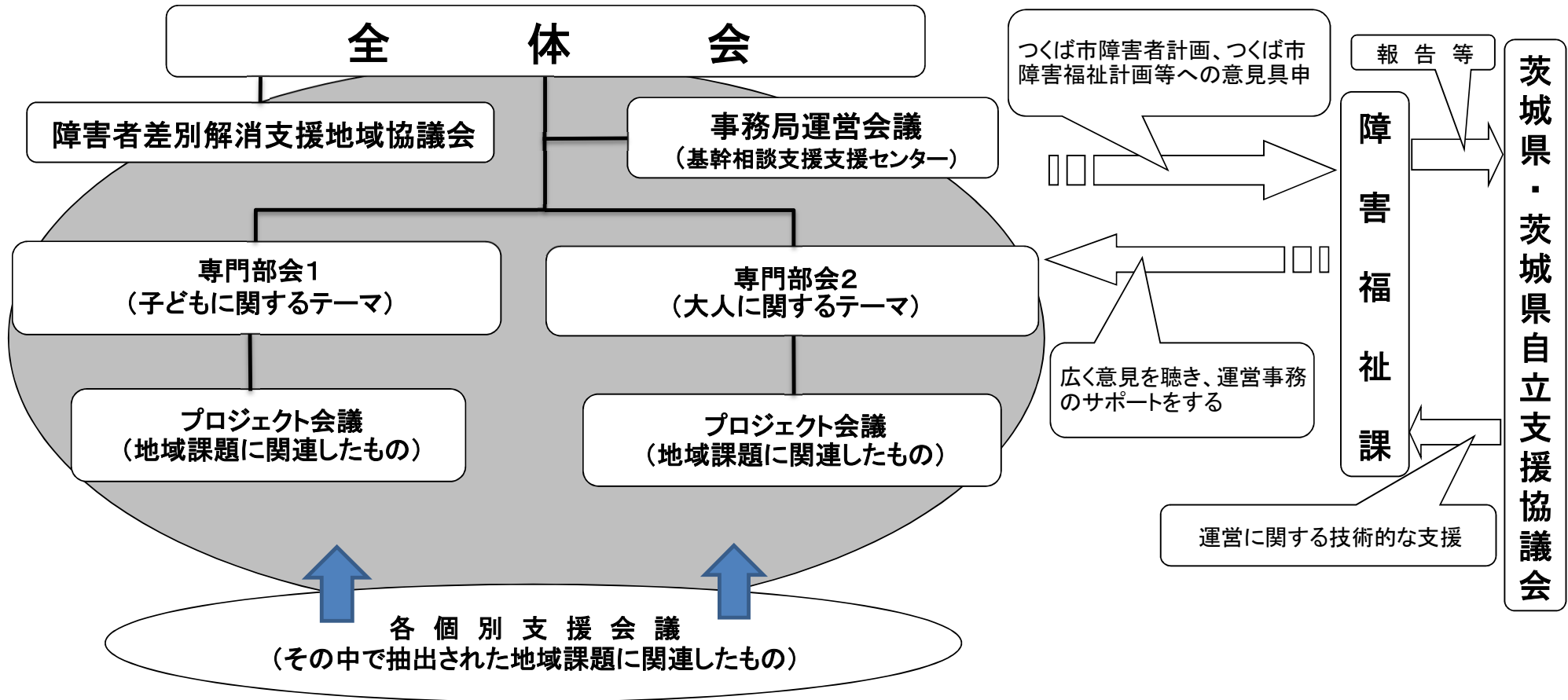
窓口・来所・電話等での相談は随時おこなっている。

#### (2) 研修会

##### ア 令和6年度つくば市地域生活支援拠点等整備事業研修会（相談支援専門員向け）

日程・場所：令和7年2月12日 場所：つくば市役所 203 会議室  
 参加者：20事業所 21名 事務局3名  
 内容：緊急時の事例検討及びグループワークを通して拠点事業を理解する

## R5-R7 つくば市障害者自立支援協議会組織図



## &lt;各会議等について&gt;

- ◆全体会 : 委員全員で障害者支援体制状況と当該協議会の方向性を共有・確認し、市の障害者福祉計画策定等について必要に応じて意見する。また、障害福祉計画令和7年度以降の目標値について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援体制の整備(医療的ケア児支援など)の協議の場とする。
- ◆専門部会 : テーマを設け、個別事例等からの地域課題を協議・検討。全体会にて報告する。
- ◆事務局会議 : 事務局業務を委託する相談支援事業所と行政担当者として構成し、定例開催。各専門部会長と企画運営の協議を行い、当該協議会の運営を管理する。
- ◆プロジェクト会議 : これまでの当該協議会からの報告等を基に、障害者相談支援体制を充実させるための実践や調査等を行う。
- ◆個別支援会議 : 委託相談支援事業所が中心となり、個別事例(ニーズ・課題・困難ケース等)の具体的な支援策を協議。抽出された地域課題を専門部会で随時取り扱う。
- ◆障害者差別解消支援地域協議会 : 差別的相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク

## R7つくば市障害者自立支援協議会スケジュール(案)

R7.5.27

	全体会	専門部会1、2	(プロジェクト会議)	事務局運営会議
4月			4/9 つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)制定懇談会	
5月	5/27 全体会			5/8 事務局打合せ
6月			(専門部会2) 就労支援事業所連絡会(案) ※必要に応じて開催する。	事務局打合せ
7月		おとな部会(1回目)		
8月		こども部会(1回目)		
9月				事務局打合せ
10月				
11月				事務局打合せ
12月				事務局打合せ
1月		おとな部会(2回目)		
2月	障害者差別解消支援地域協議会	こども部会(2回目)		事務局打合せ
3月	全体会			事務局打合せ

## 協議会運営方針案

- ・協議会事務局の委託相談支援事業者は座長、副座長、部会長を補佐する。
- ・協議会委員で2グループを構成し、各専門部会を運営する。
- ・個別の事例検討から、障害を抱える方に対する相談支援体制における地域課題を共有し、具体的な取り組みに繋がられるよう進めていく。
- ・個別支援会議は随時開催。当該協議会以外の場で行われる各種会議から地域課題を抽出する視点をもって臨む。

## 専門部会内容

専門部会1:子どもに関するテーマ

専門部会2:大人に関するテーマ

## つくば市障害者自立支援協議会設置要項

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として設置するつくば市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に挙げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (4) 基幹相談支援センターの運営評価に関すること
- (5) 地域の相談支援従事者等の質の向上を図るための取り組み
- (6) つくば市障害者計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、つくば市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者の保健・医療・福祉等の実務に従事する者
- (2) 障害者福祉団体を代表する者
- (3) 障害者雇用関係者
- (4) 教育関係者

(5) 学識経験者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の委嘱期間は3年以内とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会には、全体会及び事務局運営会議を置く。

2 協議会は座長が招集し、開催する。

(専門部会等)

第7条 協議会は、第2条に定める協議事項に関する検討等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、座長が指名する者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

4 その他必要に応じて、プロジェクト会議を置くことができる。

5 専門部会及びプロジェクト会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の非公開の決定)

第8条 協議会による会議の非公開の決定は、座長又は部会長が当該会議に諮って行うものとする。

2 協議会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第9条 協議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 協議会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 協議会は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額又は大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、つくば市保健福祉部障害福祉課において処理する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(守秘義務)

第11条 全体会、事務局運営会議、専門部会及びプロジェクト会議の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要項は、平成30年4月19日から施行する。

なお、本協議会の名称は、平成19年度からつくば市が設置するつくば市障害者自立支援懇談会の名称を変更したものであり、つくば市障害者自立支援懇談会の目的や協議事項等、その機能は同様である。

この要項は、令和5年4月14日から施行する。

## 会 議 録

会議の名称		令和7年度第2回つくば市障害者自立支援協議会全体会		
開催日時		令和8年3月19日 13時30分～15時30分		
開催場所		つくば市役所 203会議室		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	田邊 佐貴子委員、金森 祐輔委員、大塚 かおり委員、吉田 美恵委員、井坂 美津子委員、篠崎 純一委員、武田 真浩委員、原口 朋子委員、菅野 慎也委員、上岡 裕美子委員（副座長）、飯島 弥生委員（座長）、板橋 辰哉委員、新谷 幹英委員、八尋 竜久委員、中島 澄枝委員、枝松 慎次郎委員		
	その他			
	事務局	飯田 強障害者地域支援室長、倉持 博子障害福祉課統括医療技師、高谷 麻姫主査、苅谷 由紀子拠点コーディネーター		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由				
議題		令和7年度つくば市障害者自立支援協議会について 令和7年度つくば市基幹相談支援センター事業について 令和7年度つくば市地域生活支援拠点等事業について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会	1 開 会			
議	2 報告事項			
次	3 そ の 他			

第 4 閉 会

〈審議内容〉

1 開会

**(事務局) : 飯田**

これより「令和7年度第2回つくば市障害者自立支援協議会全体会」を開会したいと思います。

本日は、皆様お忙しい中全体会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに本日の資料についてご確認をさせていただければと思います。

資料の確認を行う。

それでは、協議事項に入らせていただければと思います。これからの全体会の進行につきましては、飯島座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**(座長) : 飯島委員**

皆様こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが協議に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、つくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

(…拍手…)

2 報告事項

**(座長) : 飯島委員**

ではまず報告事項(1)に入っていきます。報告事項の(1)令和7年度つくば市障害者自立支援協議会について事務局で説明をお願いいたします。

**(事務局) : 高谷**

障害者地域支援室の高谷です。着座にて説明させていただきます。お手元に

資料1をご用意ください。

令和7年度つくば市障害者自立支援協議会の事業報告になります。

1 協議会の開催状況になります。全体会議は今のところ、今日も含めると2回になるのですが、全体会を行っています。協議会の委員20名で構成された全体の総括を行っております。(2) こども部会、専門部会1は2回行っておりました、12名で構成、障害児に関する地域課題等について協議検討しています。

(3) おとな部会、専門部会2は、2回行っております。12名で構成されておりました障害者に関する地域課題等について協議検討しております。

最後、先ほど午前中に行いましたが、(4)として令和7年度につくば市障害者差別解消地域協議会を1回行っております。20名で構成されておりました、令和5年度から自立支援協議会の中で行っております。

2 協議内容です。全体会ですが、第1回目を令和7年の5月27日に行いました。報告事項としまして、つくば市の重層的支援体制整備事業についての説明がありまして、令和6年度の自立支援協議会の事業報告を行いました。令和6年度のあるしん相談室の実績と、令和7年度の相談体制についての説明をさせていただきました。それから令和6年度は相談支援事業所連絡会の中でアンケートをとっていただきましたのでそちらの報告をさせていただきました。最後、令和6年度につくば市地域生活支援拠点等の事業について報告をさせていただきました。検討事項としまして令和7年度の事業計画について、そのあと分科会に分かれまして、こども部会、おとな部会で令和7年度の協議事項について検討いたしました。

続きまして、第1回目のこども部会です。令和7年の9月4日に行いました。協議事項としましては、保育所等訪問支援事業について、現状と市の取り組みということで、障害福祉課の連携係の松本係長から、ご報告いただいてそのあと皆さんで協議をさせていただいております。

第2回のこども部会は次のページにいただきまして、令和8年の2月の5日に行いました。協議事項としましては、教育機関との連携について2事例報告をしていただきました。1つ目が中島委員から教育機関等の事例について1事例と、あと主任相談員の藤井さんからも1事例提示していただきました。その後障害福祉課の職員から、障害児相談支援の状況について説明をさせていただきますまして、皆さんと協議をさせていただきますました。

続きまして、(4)第1回目のおとな部会です。令和7年の7月24日に行いました。協議事項としまして、日中サービス支援型共同生活援助の令和6年度の評価を行わせていただきました。トゥールンキャッスルと筑峯学園を対象に事業担当者の方から運営方針や活動内容の聞き取り、評価をしております。事例としまして、川島委員から8050問題のケースについて課題等をお話していただきました。

(5)第2回のおとな部会です。令和8年の1月14日に行いました。協議事項としまして、特別支援学校の卒業生の進路先についてということで、八尋委員から令和6年度の卒業生の進路状況について情報提供いただきまして、皆さんで議論をさせていただきますました。続いて、つくば市の就労支援事業について、障害者雇用促進事業等の報告ということで、私から受発注窓口、融点とマッチングサポート面談会の事業の報告をさせていただきますました。

最後、今日の午前中に行わせていただきましたが、令和7年度のつくば市障害者差別解消支援地域協議会を行わせていただいております。協議内容としましては本市での障害者差別における相談対応の事例をご紹介しますいただきまして、皆さんと共有させていただきますました。以上になります。

**(座長) : 飯島委員**

はい、ありがとうございます。

ただいまのご報告について、委員の皆さんからご質問意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。今年度は冒頭5月の全体会で、今年度中にもう1回

締めとして全体会を行うということで例年よりそこが異なる形ですかね。

では続いて報告事項2、令和7年度つくば市基幹相談支援センター事業について事務局お願いいたします。

**(荻谷コーディネーター)**

支援室荻谷から報告させていただきます。

資料は、資料2-1、資料2-2の2枚になります。まず資料2-1になります。着座にて失礼いたします。あんしん相談実績を見ていただければと思います。

今年度は午後2回の開催にしておりますので、1日に多くても2回の相談ということになっております。見ていただければわかると思うのですが、ほぼ2回埋まっているような状況で、2月までの報告ですけど、一番最後のところが2月26日のところ誤字で2月14日になっています。すいません。3月は4回相談があるのですが、今全部埋まっているような状況であります。来年度の報告には全部まとまった段階で、報告できるのではないかなと思います。

最後に相談者内訳があります。どのような方からの相談が多いかということに関しては、やはり家族からの相談が多いというところ です。

次に家族とご本人が一緒に来るといふ、組み合わせも多いというところで、家族の中で困りごとを共有している方も多いところも、この状況から酌み取れるかなと思います。

本人の障害種別については下に記載がありますが、圧倒的に精神障害の方が多くありますね。内容的には、後でご覧になっていただければわかると思うのですが、やはり人間関係がうまくいかない、家族との対応、家族間の中でのトラブルが多くなっているように思います。発達障害、知的障害がその次というところになっております。当実績については以上になります。

次にあんしん相談室のチラシになっております。併せて、今年度の相談体制についてもお話させていただきたいと思 います。

今年度、先ほど説明しましたように、午後2回の相談に限らせていただいておりますが、実績的には令和6年度は1日3回、相談していたのですね。午前中1回と午後2回というところですが、件数的には令和6年度は全部埋まれば72件受けられるところ、35件というところで約5割しか埋まってないという状況でした。今年度は全部埋まって、午後2回なので48回なのですが、約そのうち42件が埋まっているというところで約9割埋まっているという状況なので、来年も午後2回というところのペースは守ってやっていきたいと思っております。その予定があんしん相談室の来年度の日程で、皆様にお配りしているチラシに記載してあります。

また来年度のあんしん相談室については、今年度の新しい取り組みとして後で高谷から報告がありますけれども、困難事例検討会を続けてきた経緯があります。来年度、もうちょっと皆様が相談しやすい形で対応していきたいと思っております。そこの連携を困難事例検討会でも対応できるようにすることで、安心できる相談体制の強化というところに取り組みたいと思っております。

もう1つ新しいこととして、今まで基幹相談支援センターの職員は、バックアップの要員としてあんしん相談に関わっていたのですが、基幹相談支援センターの市の位置付けというところがよくわからないというところもありましたので、あんしん相談のシフトに市の基幹センターも入り、特定支援事業所さんと連携を図りながら、基幹相談支援センターの周知とも努めていきたいと思っております。

以上2つ新しくあんしん相談室の運営というところの変更をしながら、来年度またあんしん相談室は、基本的には第2、第4木曜日の午後の2枠で開催していきたいと思っております。以上報告です。

**(座長) : 飯島委員**

はい、ありがとうございました。

ただいまの件についてご質問ご意見ある方、挙手をお願いいたします。私か

らいくつか質問してもよろしいですか。

令和6年度と比べると令和7年度は予約率というところで、実施率がとてもよかったということなのですが、何か要因のようなものがあつたら教えてください。例えば周知を何か積極的にしたとか。

**(荇谷コーディネーター)**

はい、荇谷です。

元々結果的に6年度の分析をしてみた結果だと、午後の相談から埋まるという傾向がありました。午前中も開催していましたが、午後を希望する方が多い。比較的予約は午後から埋まるっていうところがあつたので、最初は午後だけにしたら、もうちょっと効率よく運営ができるのかなって。

ただ、午後だけにしてしまうと、もしかしたら受けきれない人とかも出てくるのかなとの心配があつたのですけども、多分そういうこともそんなになく、あんしん相談に待てない方は数件あつたのですけども、それは支援室のほうで対応させていただいている状況にはなっています。

一番大きいのはやはり午後の希望が多かつたっていうところがあるのかなと思います。あとは、あんしん相談室を直接予約したいですっていう希望の電話があつたりしますが、なぜ知りましたかっていうと、インターネットで見たというところがあるので、その辺も検索する方も多くなつたと。

次に、窓口の所に案内もあるので、そこからというところがあんしん相談を希望する要因としては大きかつたのかなというふうに思っています。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。

もう1つ、あんしん相談室対応いただいている計画相談の特定相談支援事業所等あると思うのですが、すべての相談支援事業所がいわゆる輪番制に入っているのですが、どのぐらいの割合で今入っているか教えてください。

**(荇谷コーディネーター)**

去年に関しましては、新しい事業所全部協力をいただいていたので、一応予定は全事業所に協力をいただく状況になっていたのですが、それもすごく連携をしやすくなったところには繋がるかなと思います。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。その他、ご質問とかありませんでしょうか。

では続いて次の報告をお願いしたいと思います。令和7年度の相談支援事業所連絡会についてお願いいたします。

**(武田委員)**

はい、報告は筑峯学園の武田からさせていただきます。

資料は、資料3を使いますのでお手元にご準備ください。着座にて失礼いたします。

つくば市内の相談支援事業所が集まったの連絡会を令和7年度も開催させていただきました。1番の開催状況としては、連絡会としては6回実施しております。開催にあたっての準備のための会議というところで、基幹相談支援センターの定例会というのも実施しているのですが、その中で次回の連絡会に向けての準備とか内容の確認とかもやらせていただいたので、その会議も6回行っております。

連絡会の内容についてです。1回目が令和7年4月23日に開催しました。22事業所24名が参加されています。議題としては、書いてある通りなのですが、大体内容としては、情報共有、この時は新規事業について説明していただいたのですが、市内で新しく開業される事業者さんが来てくれて、情報提供していただいたりとか、あと市でいただいている情報をそのまま皆さんに伝えたりというような感じで情報提供をさせていただいています。

2番以降は年間計画とか、相談支援事業所一覧というところは、今までは相談支援事業所内で確認できる一覧を、非公式というか内部で作っていたのですが、今後はつくば市も今全体版と就労バージョンと児童バージョンの事業

所ガイドブックがあると思うのですが、その相談バージョンを作る方向で動いていまして、そこに向けての確認っていうところで、ほぼ毎回この内容は確認しながらやっているところです。

あとは市内の相談支援事業所さんがあんしん相談の対応をされているので、その現状とか今後の確認というところだったり、あと5番のところは、複数事業所による協働体制というのが相談支援事業やる上でできるので、それについての話であったりとか、あとこの後出てくるのですが令和7年度は土浦市さんと合同で連絡会をやりましょうって話がこのときから出ていたので、そのことについて、あと基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取り組みというところで、これもこの後お話が出てくる、次ですね事業所訪問についてっていうところの確認などをこのときもしました。

8番の事業所アンケートは、結果的に隔年でやっているのですが、連絡会をやってみてどうだったかっていう振り返りとか、今後どういう内容でやっていきたいとか、開催頻度はどうですかっていうアンケートを市内の相談支援事業所の皆さんにご協力いただき、アンケートをしていただいてそれを集約して、また皆さんに返すっていうこともやらせてもらっています。

その下の2回目ですが、6月25日に開催しています。参加が23事業所26名です。議題としては令和7年10月から始まった、就労選択支援という新たなサービスについての説明、情報提供をいただいたというのが一番になります。

2番目が、障害福祉課福祉サービス係の職員さんに来ていただいて、アセスメントモニタリングの実施の際の留意点やサービス更新時の書類の郵送についてなどを話していただいて、お互いに情報交換をしたという時間も持ちました。

3番以降は1回目と継続して確認しながらやっているのですが、ほぼ同様の内容なので、省略させていただきます。

裏に行っていて、第3回についてです。第3回は土浦市自立支援協議会の中にある相談支援部会との合同連絡会という形で、場所も土浦市さんで手

配していただいて、9月2日に土浦市の三中地区公民館で行いました。

参加者数が、これは23事業所28名で、つくば市内の相談支援事業所の数で括弧にて書いてありますけど、土浦市さんも結構な人数来ていたので、ちょっとその人数がすぐ出てこなかったのが記載できなかったのですが、あと土浦市とつくば市の障害福祉関係、職員さんも来ていただきました。

議題としてはそれぞれの実態を知り合おうっていうところで、土浦市、つくば市それぞれの基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域生活支援拠点、相談支援体制について報告していただき、そのあと、グループに分かれてそれぞれ情報交換をしたという内容でした。

第4回は10月28日につくば市役所にて行っています。17事業所20名参加です。この時も1つ目が情報提供で、成年後見についてつくば市社会福祉協議会さんからお話いただきました。

2つ目が、第2回の連絡会で話をしたサービス系の職員さんから、その時の内容を踏まえて返答とか、確認というところでお話をしていただいたというところです。あとGSVとありますがグループスーパービジョンの事例検討会を開催しています。

5番の特定障害児相談支援事業所が相談できる事例検討の場というところで、これも計画相談で対応している相談員が相談できる場を考えていきましようという意見交換をしたところです。

第5回が12月19日、これにつくば市役所内の会議室で開催し、19事業所24名が参加してくださいました。この日の議題は、情報共有の後メインとして虐待防止研修というところで、つくば市障害者地域支援室、先ほどお話いただいた高谷さんからお話いただいた後に、グループワークを行ったという流れになっています。

第6回が3月3日、つくば市役所内の会議室で参加者数が20事業所26名となっています。この日の議題が情報共有の後、グループスーパービジョンの事

例検討をして、そのあとにグループワーク、相談員同士情報交換というところで、グループによっていくつか案を提示して、その中のどれかでもいいし、それぞれで皆さんに聞きたいとか確認したいことがあればグループで話してくださいということで、グループワークをしていただきました。というのが全6回の内容になります。

もう1枚に行っていていただいて連絡会を行ってきた中での成果と課題というところで、ちょっとここは連絡会の準備会議とかでも、まだきちんとまとめきれてないので、一部の関係者の内容となってしまって申し訳ないのですが、成果としては、他の相談支援事業所の相談支援専門員と顔を合わせて話せる機会としてとても貴重な時間となっているというところと、日々の相談支援業務について、サービス等利用計画案やモニタリング報告書の作成についてなど、各事業所と意見交換や情報交換ができる、あと些細なことも聞ける場となっています。

あと相談員同士の横の繋がりもできてきているというところと、事例の相談だったり、制度の確認だったり、社会資源の共有の場にもなっていますというところと、研修なども行うことで、相談員のスキルアップに繋がっているなど、学習の機会にもなっています。

課題としては相談支援専門員が個別ケースの課題を地域課題と意識する機会が少ないので、今後は相談支援専門員が感じている課題や利用者さんの困りごとを集約して、地域課題として連絡会において、一緒に考えられる機会を増やしていきたいというところと、連絡会において行っていることを必要な機関につなげることや、連絡会と他機関との繋がりが弱いように感じています。連携や相互作用できるような広がりを作っていくことが望まれますし、この点も含めて今後課題については検討していきたいというところです。以上になります。ありがとうございました。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございました。とても密に開催されているのだなということがお分かりになったかと思いますが、質問ご意見等あればお願いいたします。

枝松委員お願いします。

**(枝松委員)**

はい、カラーズつくばの枝松です。

ちょっと教えていただきたいことが1点ありまして、まずカラーズつくばで  
ご相談を受けるとちょっとなかなかこう、単一的にというか単一事業所、民間の相談支援事業所さんではなかなか難しいなっているケースもですね相談支援員さんがお持ちになられていて、その中で本来であれば基幹相談支援、今回つくば市さんのように、いろんな人と相談をしながらこのケースについて総合的に考えなくてはいけないケースがあって、つくば市さんではないのですが、カラーズつくばから基幹相談支援センターさんをご紹介させていただいて、支援者同士をつなげるみたいな動きをさせていただくことも最近少なくな  
いかなというふうに思っております。

なので、こういうようなつくば市さんみたいに基幹さんとですかね。民間の相談支援センターさんは横の繋がりみたいなものの機会をしっかりとこうやっていただけると本当にありがたいなっている感想なのですが、1つ教えていただきたいのが、22事業所大体20前後の事業所さん参加いただいていると思うのですが、つくば市の計画相談員がいらっしゃる事業所さんですかね。総数ってどれぐらいで、何%の事業者さん参加されているかってお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

**(武田委員)**

現時点で市内の相談支援事業所が33事業所です。令和7年度中に始まった事業者さんも2つ3つぐらいあったと思うので、その時点でパーセンテージとかは変わってきちゃうのですが、ちょっとそこまですいません数字を割り出してないので、一応全事業者に案内してきていただくっていうところと、あとな

かなか今、場所の確保が課題になっていて、日時と場所が確定してから案内出すので、そうすると結構ぎりぎりになったり、一応年間計画でこの辺にやるよっていうのは案内しているのですが、そことずれたりしているので、そういうところでちょっと参加しようと思っていたけどできないということも出てきているところです。

**(枝松委員)**

はい、ありがとうございます。

何か基本的な情報共有の部分とかをどういうふうにな、参加できない事業所さんにもお伝えいただくのかとか、あと基幹相談支援センターの役割だったり、それこそ新しい制度についてなかなかこう1事業所さんだと改めて一人一人を出してっていうところが難しいところもあるかと思うので、何かそういうような工夫みたいな部分をしていただけると本当にありがたいかなと思いますので、すいませんが要望なのですけども、よろしく願いいたします。

**(座長) : 飯島委員**

その他はいかがでしょうか。井坂委員お願いします。

**(井坂委員)**

はい、どんぐりの家の井坂です。

あと、相談支援事業所さんの実態というか、現状というかをちょっと知りたいので教えていただきたいのですが、33事業所あるけれども今どこもまだいっぱいですよ。

顧客さんっていうか、利用者さんがいっぱいであるっていうこととか、あと基本のご自宅訪問をしているのか、構えている事業所に来ていただいて、計画を立案する方が多いのか、つくば市の現状みたいのを教えていただきたいのですよね。どんなに大変かみたいな感じのところで大丈夫ですけど。

**(事務局) : 飯田**

現状としましては、もうどこもかしこもいっぱいというところまでは行っては

いないと思うのですが、結構いろんな事業者さんから今すぐは受けられないみたいな話っていうのはお聞きするところではあります。

**(井坂委員)**

訪問されていますか、ちょっと例えばうち医療的ケア児なので、医療行為がたくさん多いので、依頼するとご自宅にやっぱり行けないので、今来てもらっちゃう方が多いからっていうような声もいただくことがあるのですよ。

医療的ケアで動ける子だと、その事業所に面接に行けるのだったら入りやすいのかなとかちょっとその辺もちょっと聞きたい。

**(事務局) : 飯田**

そこら辺は、事業所さんで、おそらくご希望に沿ってご対応いただいているところも当然あるかと思うのですが。

**(武田委員)**

できてないところがあるのですが、制度上の話をさせていただきます。制度上は原則家庭訪問です。はい、ただ自分の反省でもあるのだけど、それが全ケースできてなかったり、やっぱり効率とかも考えなくちゃいけないので、その辺の話も連絡会でも出ているのですが、家庭訪問ができない家庭、希望しても何かしらの理由で断られていけないというケースもあるので、そういう場合には利用している事業所さんに行くという形で、ご本人さんの確認させていただいたり、支援経過を聞いたりっていう感じでやっているというのが実情だと思います。

**(井坂委員)**

はい、相談支援がついていない児童の数って把握できていますか。

**(事務局) : 飯田**

すいません、今こちらですぐはないのですが、毎年度報告しているものなので、それはあるのはありますね。数字としては、おそらくは半分以下にはなっていると思うのですが。はい、私が担当したときにも 50 を超えていた

はずです。

**(井坂委員)**

これは要望としては事業所が増えていて、向こう充実してくればいいなあと思うのですが、どうしても身動きが自由でない医療的ケア児の相談支援員さん、本当に申し訳ないと思うのですが、できればそういうところに隅々まで回るといいなというふうには思います。

**(座長) : 飯島委員**

余計なお世話かもしれませんが、先日子ども部会でその話がありまして、市からいただいた数字が、1767名が児童さんで、計画要は必要そうな方が1767人いるうち、826人に相談員がついているということでした。残り941人が現状まだセルフということで、46.7%の相談対応率というという情報を先日いただきました。

**(事務局) : 飯田**

ぎりぎりではないですけど半分に届いてなかったですかね。はい、失礼しました。

**(座長) : 飯島委員**

その他はいかがでしょうか。吉田委員お願いします。

**(吉田委員)**

はい、カフェベルガの吉田です。相談員として地域課題になるかどうかわかんないのですが、最近学校に呼ばれることが多くなっていて、お子さんの相談を持っていたり、あと事業所として出てきて欲しいという例がたくさんあります。相談員さんのこの前からの話では、中々学校に入りにくいという話もあるのですが、反対にその児童の相談を持ったときに、その学校ってどういうその人たちがその障害を持っているというか、支援の必要な子に対応しているかっていうことがよくわからなくて、スクールソーシャルワーカーだとかスクールカウンセラーだとかあとコーディネーターの先生とか支援級

の先生とかいっぱいいるのですが、そういうちょっとシステムも知らない相談員もいるし、あと学校で支援会議を開きたいと思っても、どこに連絡すれば、その話が通るのかっていうのも実は皆わかってないので、一生懸命みんな自分で学校に連絡するのですが、相談員の認識がされてない学校もあって、どういう立場の方ですかって聞かれて、とても動けなくなっちゃう人もいますので、そういった連携を取りやすくするために、今日中島先生もいらっしゃるのですが、学校側の中のそういう支援体制とかね、そういうのをやっぱり私たちも知っておかなきゃいけないし、相談員の立場も学校の方にわかっていただくとか、そういうことも地域課題かなって思ったりするのですが、今後何かのときに生かしていただければなと思います。以上です。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。

その他は大丈夫でしょうか。ではまた残りでご意見等いただければと思います。

では続いて、ウの令和7年度相談支援事業所訪問について報告をお願いします。

**(荻谷コーディネーター)**

はい、荻谷から報告させていただきます。

資料については、4-1、4-2の資料になります。4-2のつくば市基幹相談支援センターの事業所訪問結果というのは、何月何日にどこに誰が訪問したかというのを一覧になっておりますので、これは後でご覧いただければと思います。

そもそもこの事業をなぜ始めたかというところ、始まりは、令和7年の4月16日の基幹相談支援センターの定例会というところで、市の基幹相談支援センターと委託4ヶ所で定例会を実施しております。

その中で、基幹相談支援センターの機能強化事業について、基幹相談支援セ

ンターによる地域の相談支援体制の強化の取り組みというところが打ち出されておりました。その中で、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による、専門的な助言云々というところがありまして、委託の4事業所の皆さんと相談させていただいて、特定事業者の皆様のところ、せっかくだから事業所訪問してみないというところのことから始まりまして、委託の4事業所の皆さんは、快くやってみようというところになりまして、この事業が始まりました。

実際訪問期間というところ、4-1なのですけども、6月2日から始まりまして終わったのが、2月の20日まで約9ヶ月間かかりました。訪問件数については表にしてありますので、ご覧いただければと思います。訪問者及び対象者人数なのですけども、訪問者は委託の事業所さんは延べ31名、ご協力をいただきました。

つくば市の基幹相談支援センターは、基幹相談支援センターを担当している職員も含め、全員どこかでは参加しているという体制で延べ34名というところになっております。実際訪問させていただいた事業所さんの対応していただいた職員の人数というところでは、31ヶ所の中、49名というところで平均すると1.5人ぐらいなのですけども、1人事業所さんっていうところも多かったのですけど、中には管理者さんと一緒に参加していただいたり、人数が多いところは3人4人と参加していただいた事業所さんもありました。

訪問時間数なのですけども、1事業所1時間から2時間の範囲内というところで、平均すると1.5時間ぐらいの訪問時間だったのではないかなというふうに思っております。今、事業所さんからのアンケートを訪問してどうでしたかというところを取らせていただいております。まだこのとき15事業所しか出てなかったんで、結果が非常に数字的には低いのですけど抜粋をさせていただいております。

アンケートの内容的には、今回の訪問はどうでしたかみたいなどころ付度が

あるかどうかわからないのですけども、よかったという事業所がほとんどでした。

その理由としては、普段なかなか聞きづらいことや、相談してもいいのか悩むような些細なことも聞けたのでよかったです。というような記載もありました。実際の事業所にこちらから訪問させていただいているので、相手の方もそんなに緊張をすることなく、いろんなことを話していただけたのかなと思います。

次回の訪問はいつがいいですかというところは、年に1回ぐらい来ていただいたらいいというのが多いところと、あと続いて、来て欲しい時にというか困っている時に来てくれたらいいも多くなっています。

なぜ来て欲しい時に来て欲しいよという理由については、やはり1人事業所でいろいろ困ることもあるので、そのとき相談できるというところがあったら力強いという意見もありました。

皆さんの中で聞いていると、基幹相談支援センターっていうのを今まで知らないという方もいたので、今回いい機会になったのではないかなと思っています。全事業所を訪問できたところも良かったと思います。各事業所の内情というところも忌憚なくいろいろ聞かせていただきました。

皆さんが相談しやすくなったと言われることで、相談員が孤立することなくお互いに相談し合える関係ができれば、その1つになったらよかったかなと思える事業になります。私からの報告は以上です。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。今の報告についてご質問ご意見あればお願いいたします。

**(荻谷コーディネーター)**

すいません。委託事業所の方も一緒に行っていたので、ちょっと感想とか聞いていただいて。

**(座長) : 飯島委員**

では、委託の4事業所から、状況を教えていただければと思います。

**(原口委員)**

ライフサポートセンターの原口です。表の通り、私も行かせていただいております。

実際ぶっちゃけた話どれぐらいケース数持っていますかとか、お困りなところどこですかみたいな話とか、うん、なんかね、ケースのちょっと困っていることとかっていうのを伺いしたりとか、荻谷さんが作成してくださったこういうことを聞きましょうという項目に沿ってお話をさせていただいております。

最後にね、荻谷さんが工夫してくださって、やっぱり堅い話だけではなくって、どういうふうに息抜きをしていますかとか、なんかそういうことでちょっとね、心理的な距離が近くなるような、何かこの人こういう趣味だったなあとかこういうふうに行っているのだったなみたいなのもちょっと私も行った事業所の相談員の方のことがよくわかるようになったかなと思っております。

実際にやっぱりばらつきはあって、あまり持っていませんっていう事業所もあったのですね。自分たちで、まだノウハウがないからやるのは難しいなっていう1人事業所さんとかはそういうご意見もあって、一緒にやりましょうっていうお話をさせていただいたのですが、その一緒にやるっていう時間が見つからないというか、そこがつかれないなっていうので、何かそういう事情はわかったのだけれどももう一歩先にね、何か一緒にやる形まで持ってきてないなっていうのが、ちょっとこれからの課題かなと思っております。はい、以上です。

**(菅野委員)**

はい、社会福祉協議会の菅野です。

今回荻谷さんと一緒に事業所をお伺いさせていただいたのですが、まず感想



あとはやはりお互いの視野が広がるっていうところが1つよかったのではないかとこのころでした。単独の事業所さん、先ほどからあるように1人事業者さんが圧倒的に多いと思いますので、そういった中でどうしてもやっぱり自分の1人だけの考え方だと凝り固まってしまって、そこから動けなくなるっていうパターンが圧倒的に多いのですが、そういった中でもそういう話す関係とか顔の見える関係ができたことで、より前に進みやすくなったというか、そこで1人の事業所なのだけど、同じつくば市内だからそういう相談体制あるのだからよってことがわかったことで、全体的なレベルアップが図れるのではないかと思っています。

実際もやっぱりその相談支援事業所に関しては、圧倒的にやっぱり休止されることもすごく多いような事業と私は感じてはいます。

理由としては、もし単独のところやあっててっていうところで、その人がつぶれてしまうともうそこは立ち行かなくなるからやらない、とかっていうところが多かったりとか、もちろん収入面、それに関しても、国の加算とかは上がっておりますが、上がった中でまだその人件費すら賄えないような状況だったりっていうところも各法人さん聞かれますので、そういった中で、より協力的につくば市でも一応考えている一体的型管理の運営とかっていうところも少し検討しながらですね、進めていければいいのではないかというふうに感じております。以上です。

**(武田委員)**

はい、筑峯学園の武田です。

今年度から始まった事業所訪問というところで、やはり、先ほどお伝えした連絡会はやっているのですが、やっぱりそこで横の繋がりはできてきているけど、ちょっと個別に聞けない、聞きづらいということはやっぱりあるのだなっていうのが、行ってみての感想で一番強かったです。

相談支援って基幹相談支援センターがあって委託相談があって特定の相談で

3層構造があるのですが、何かその体制というか仕組みがつくば市はまだつくればいいってものではないのですが、そういう役割分担言い方変えると、例えば自分が一般相談で受けて、対応しているケースでもちょっと計画を作る対応までできないとなったときに、つなげる事業所がなかなか今までは難しかったのが訪問に行って、今までよりもその繋がりが少しかもしれないんですけどできたことで、ケースを振ったりとか、逆に向こうからケースの相談を受けたりっていうことは、まだたまになのですが、そういうことが出てきたので、そういうのは成果になるのかなあといいところです。以上です。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。

訪問の実際の感想も含めて聞いていただきましたけども、ご質問とかはないでしょうか。よろしいですか。

では続いて、(2)の令和7年度基幹相談支援センター困難事例検討会についてご説明をお願いします。

**(事務局) : 高谷**

障害者地域支援室の高谷からご説明します。

資料番号5番の資料をご用意ください。

今年度は基幹相談支援センターで始めたものなのですが、困難事例検討会という形で、今年度6月から始めさせてもらっています。

昨年度までは、基幹相談支援センターの定例会を2ヶ月に1回行っていたのですが、その中の前半部分を使って、各基幹相談支援センターの困難事例をみんなで共有していたという形だったのですが、今年度から困難事例検討会という会で、別枠で行っていただくということになりました。

目的とか位置付けのところなのですが、困難支援の困難事例について、課題の整理だったり、関係機関の役割分担の明確化、支援者の孤立防止を図るために行っています。事例から地域課題を抽出しまして、自立支援協議会の検討に

つなげていきたいと思っています。

基幹相談支援センターとしては、主に後方支援ということで、連絡調整、会議の設定、助言整理というのを担っていこうとしております。

今年度の事例の概要なのですが、全部で44件、延べ件数としては44件で、そのうち実件数として20件となっています。簡単に事例を個人が特定されない中でキーワードを並べるという形でちょっとまとめさせていただいております。

毎回だいたい3事例から4事例ぐらいを、多いときは細かいと8事例ぐらい検討してきたところではあるのですが、見方としては、第1回目の1番目の新規というところの事例では、暴力行為、物を壊す、暴言があり、相談支援事業所が対応に困ったケースで、市の障害者地域支援室ですね、市の基幹に相談があったケースです。

4事業所の皆さんと一緒に検討させていただいて、基幹の相談支援事業所と相談支援事業所で協力しながら支援をしていくということと、法律的な専門家の助言をいただいたらいいのではないかとということで、みんなで協議をさせていただいております。

このような形で1年間やらせていただいて、細かくはちょっと全部のケースは見ていかないのですが、継続的に話し合いをさせてもらったケースもあれば、1回で話が終わったっていうケースもあります。

個人的な本当に感想になってしまうのですが、私自身もなかなかその障害の相談支援というところが不慣れなところもありますので、経験の長い委託の基幹相談支援センターの皆さんに、ご助言をいただくことで、よりよい支援を行うことが、1年間できたかなと思っています。

来年度の方向性としまして、苅谷からあんしん相談室との連携ということで、話をさせてもらったのですが、あんしん相談室の第2木曜日の午前中を使いまして、10時からの枠は基幹相談支援センター従来通り、基幹相談支援事業所の

困難事例検討会を行いまして、11時からの枠に関しましては、相談支援事業所の皆さんに事例を持ってきていただいて、検討する場を設けていきたいなと思っております。以上になります。4事業所の方も感想とご意見いただけたらと思います。

**(原口委員)**

はい、ライフサポートの原口です。困難事例検討会なのですが、そうですね、やっぱりいろいろと継続的に関わっている方の話が出たりとか、その中で地域課題と思うところをお話しさせていただいたりとか、実際にやはり私も他の相談員さんからですね、ご助言いただいて、そうなのだっていうのをまとめて、自分の支援を振り返ったり、今後の支援をこうこうしていったらいいかっていう方向性を生み出したりとかっていうことができ、とてもありがたいなというふうに思っております。以上です。

**(菅野委員)**

はい、社会福祉協議会の菅野です。

そうですね。視野が狭いところだったのがいろんな皆さんのご意見を聞いてまた自分の質が上がるというか、またそういう見方があるのだなっていうところの気づきというか、そういったところでも、この事例検討はとてもいいなというふうに思っていて、引き続きやっていくっていうところと、やっぱり日々対応に困る事例ができてくるので、そういった意味でもその情報を共有する上で、また困っている人へのフィードバックというか、情報提供というところもできてくるのかなというふうに思いました。はい、以上です。

**(篠崎委員)**

はい、つくば総合福祉センターの篠崎です。

先ほどからあるようにやはり多角的な視点から結構いろんなアプローチがしていただけるっていうところ、特にうちの所はね障害の方は主に肢体不自由がメインで見ているところもあるのですが、原口さんのところで言えば精神

だったりとか武田さんのところであれば、児童だったり知的であったり、菅野さんところで例えれば地域全体っていうところの、やっぱりいろんなところが意見が出るっていうところで、とてもこちらも視野が広がっていったなっていうところを感じています。

今後ですね、こういったこと多分繰り返すことによって、今困難ケースでもこのノウハウがたまることによって、もうこれは困難ケースがなくなるってことが大いにあると思いますので、これを繰り返していけばこの困難ケースっていうのは、事例検討なくなっていくんではないかというところを思っています。それに期待しています。以上です。

**(武田委員)**

はい、筑峯学園の武田です。

やっているところで感じているところなのですが、先ほどの皆さんと同じところは感じているのですけども、ちょっと今後、この検討しているケースを比較的今4事業所のどこかが受け持つみたいな流れになっているので、そういう役割が委託でしょっていうところもあるので、そうだと思います、それぞれ4つの事業所とも限界はあるので、先ほどの話とも繋がっちゃうのですけど、どう特定障害児の事業者につなぐかとか、あと必要であれば関係機関の方も来ていただいて拡大的に会議をやるかとか、その辺も今後どうしていくかっていうところも検討が必要だなと感じているところなので、引き続きやりながらも考えていきたいと思います。以上です。

**(座長) : 飯島委員**

はい、井坂委員、お願いします。

**(井坂委員)**

もう感動しちゃいました。すいません、本当に大変な困難事例を扱っていらっしやるのですね。本当に先ほど武田さんが専門機関に相談するって話だったのでもうそれは百も承知だと思うのですけど、ぜひぜひ困難事例なんか検討す

るときは、行政だけではなく、弁護士さんだとか警察とかそういう方々に入っ  
ていただくっていうのもいいのかなというふうには思いました。お疲れ様です。

**(座長) : 飯島委員**

その他はいかがでしょうか。

先ほどからの報告の中でその地域課題っていうのが、いっぱいキーワードで  
上がってくるのですが、実際地域課題って今何がここから見えましたか。

**(原口委員)**

みどりの原口です。

私がこの個別ケースとして挙げていたかわかんないのですが、最近すごく  
他の事業にも、私携わらせていただいている、若年層の方の通院先、精神の通  
院先っていうのがなかなかないなっていうところは、すごく声があって、皆さ  
んにもどうですかねとか、ここだけの話になるかもしれないのですが、結構  
ワーカーさんによってもご対応が違うよとか、なんかそういう内々の話を聞か  
していただいて、そうなんだとか。うん、だからそういうので本当に日々支援  
を実践している方の、いろいろお知恵を拝借できたなあというふうには思っ  
ています。

**(座長) : 飯島委員**

今これが地域課題です、っていうのは4事業者さんからありますか。

**(武田委員)**

筑峯学園の武田です。

相談支援専門員が足りていません。いや、ごめんなさい。相談の連絡会でも  
やっぱり相談員の皆さん感じているところがあるので、そこをアンケートっ  
ていう形でも、あとグループワークって形でも意見は出ているのですが、それ  
をきちんとまとめて、協議会に伝えるとか、必要なところにつなぐとかって  
いうのがまだできてないので、そこを今後やっていってもらって。

**(座長) : 飯島委員**

期待しています。はい、お待ちしております。上げていただければこれだけの有識者おりますので、協議できると思います。

**(武田委員)**

よろしくをお願いします。

**(座長) : 飯島委員**

その他はいかがですか。若年層の精神の通院先がないというような課題がちょっと見えている、結構多いというような話もありましたが、現状筑波大学付属病院では板橋委員いかがでしょうか。

**(板橋委員)**

筑波大附属病院の板橋と申します。ありがとうございます。

当院もそこが課題で、やっぱり小児期から成人の方に移行するお子さんをどう地域につなげるかっていうのも、ちょっと課題になっていて、なかなかやっぱり小児科の先生が抱えてしまって、結構二十歳を超えてもずっと抱えて、ちょっと振り先がなくてっていう子もいらっしゃるので、やっぱり当院でもそういった小児のお子さんも含めてですが、その地域に振り先をなかなか確保ができないというのがやっぱり課題になっているようですね。

**(座長) : 飯島委員**

はい、ありがとうございます。相談支援事業所との連携は結構密に取れている印象はありますか。

**(板橋委員)**

どちらかと言うと、相談支援事業所さんからのご相談っていうのは、すいません、ちょっと私自身があんまりそのケースに関わる、今別の科に担当していますので、すいません詳細はちょっとわからないのですが、どちらかっていうと、小児科の先生が成人以降にあたって、どう地域にふりたいとかっていう場合には、かかりつけを探したいとか、そういう場合には小児科の先生から直接院内の先生から依頼をいただくことが多かったですかね。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。他は大丈夫でしょうか。

では続いて、(3)の報告事項に移りたいと思います。

令和7年度つくば市地域生活支援拠点等事業について、事務局よろしく願いします。

**(荻谷コーディネーター)**

はい、荻谷から報告させていただきます。

資料は資料6-1と6-2になります。

6-2の2面になりますけども、これは現在登録している事業所さんの一覧というところになっております。

去年の11月に登録があって、今のところ、事業所数としては18事業所で21事業ということになっております。6-1の表のほうで一覧にしておりますのでご覧いただければと思います。

令和6年度は15事業、令和7年度が6事業所がというところになっております。登録者数がすいません25と記載されているのですが29の誤りです。6年度が20人だったのですけども、今年度は9人増えております。

登録していた方については、登録用紙を出していただくのですが、その時に、そこだけでは足りない情報というところを、相談員さんがついていない人に関しては、相談員が必要だとかサービスはどんなところが必要なのだとか、それこそ権利擁護的なところも含め、お母さんが1週間入院した場合、またはいなくなった場合はどうなのかっていうところを細かく聞き取りをさせていただいて、登録用紙以外のものもちょっとつけさせていただいて、登録者として登録させていただいております。

その中で相談員の有無というところが3番目に書いてあります。令和6年度当初は相談員さんがいた方が14名、いなかった方が6名で20名だったのですけども、実は右側に寄っていただくと、相談員が16人、ない人が4人になって

いるのですけども、令和6年度の登録者で相談員さんが2人、今年度ついたというところがあります。相談員の有り無しがケース的には違うかなというところで、令和7年度の登録者に関しましては、相談員さんがいるという方が8名で、いない方が1名ということになっております。

活動内容についてなのですけども、周知啓発というところでは、相談支援事業所連絡会を開催していただいて、その中で、平常時から緊急にさせない対応の必要性というところを、話させていただいております。

あと、福祉支援センターやたべの保護者会で3月11日に説明をさせていただいております。荃崎については4月の予定です。これで地域支援センターについては4ヶ所、4月までには全部説明をさせていただくということになっております。研修については、相談支援事業所連絡会と虐待の研修を合同でさせていただいております。

また、今月の3月25日予定なのですけども、登録事業所18事業所に関しての事業確認及び対応についての説明というところ、あと実際に、この事業をどういうふうにやっていく等の課題についてグループワーク等を通して、皆さんで検討させていただければなと思っております。なかなか

面的整備というところでね、事業所みんなでいろんなところで少し底上げをしながら、皆さんの緊急時に対応を少しでもできていけばいいかなというところで、少しずつ進めている事業になります。以上です。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。

先ほど、今の報告についてご質問等ある方いらっしゃったらお願いします。

はい、井坂委員お願いします。

**(井坂委員)**

ごめんなさい。荃谷さんすいません。

本当私今もう1回復習で、地域支援拠点事業で5つの機能っていうことで、

復習していたのですが、緊急時の受け入れ対応介護者の急病や障害者の体調悪化など、緊急時に一時的に受入れる短期入所っていうのもこれ機能しているっていう、親が病気になっちゃって子供を見られないとかっていう場合も受け入れられるってことですかね、この事業所たちが受けてくれる。

**(荻谷コーディネーター)**

登録している事業所が、多分「自分のところ大丈夫です。受け入れられるよ。」っていう準備体制があるところは大丈夫っていうところがあるのですが、そこがきっと事業所さんが登録してあっても、その事業所さんの都合で、この事業所については今回はA事業所は無理だけど、B事業所は受け入れられるよって言ったらBで受け入れられることはできると思います。

ただ、絶対登録してれば大丈夫っていうところはないので、緊急時にさせないように、日頃から準備をしておきましょうっていうのも併せてやっていくっていうところなのです。相談員さんがついているときはきっと相談員さんが日頃やっている、お母さんが緊急時で入院しちゃったときには、短期入所とかいろんな事業所を探すというところの1つの事業所の目安として、登録事業所を活用していただければいいかなというふうには思っております。

**(井坂委員)**

ありがとうございました。

これ医療的ケア児支援協議会でもテーマになると思うのですが、一応自立支援協議会にも一応地域課題として挙げておくのですが、先月ですね、うちの事業所で預かっている1歳半のお子さんで人工呼吸器をつけている子なのですが、13トリソミーで、心臓の機能がもう低下しているので余命一、二ヶ月っていう状態で、でも病院に入院しても何もすることがないから、どんぐりさんで預かってくれるっていうことで、いいですよっていうことで、うちで預かっているお子さんなのです。

母子家庭なのですが、先月お母さんとお兄ちゃんがインフルエンザにかか

っちゃって、その子がもう介護する養育する人がいなくなっちゃった状態だったのですね。一応昼間どんぐりで預かって、そのあと、お母さんももうこれ熱もガンガンあがってきちゃったので看られないということで、市役所に相談をして、市役所もいろんな病院あたってくれてんですけども、結局駄目で、当人が病院は本人が病気、疾病状態ではないということで、受け入れられなかったケースがありました。もう本当に預かる施設がなくて、もちろん大きな病院でも、難しかった。

小学校就学してないと短期入所駄目ですっていうことだったし、緊急も応じられませんということ。例えばそういう緊急時のそういうね、ちょっとこの子は特別、医療的ケアもあるし、病院でも初めてだとちょっと怖いではないかなという事例だったので。同じ障害福祉事業所やっている短期入所を始めた水戸の事業所も、「井坂さん大丈夫？うちで見られる。」なんて言われたのだけど、いや余命いくばくばかりの重大状態で、そういう事例、例えばこういう事業所さんと前もって契約が必要だったり、相談していて、でも看護師が在住しなきゃだめだということですよ。

**(荻谷コーディネーター)**

井坂さん、今の事例だと対応できる事業所が登録してありません。

**(井坂委員)**

そうですね、本当にそうだよ。もう地域課題です。

**(荻谷コーディネーター)**

そうなのです。なので、登録する事業所さんを増やしていかないとは思っております。

**(井坂委員)**

私の短期入所施設はスプリンクラーついてないのでね、お泊まりはしちゃいけないという施設なのですけど、登録するわけにいかないですよ。基準満たしてないから。一応私日中一時で申請しました。

**(荻谷コーディネーター)**

基準を満たしていただいて、ぜひ登録をしてください。

**(井坂委員)**

どうしても、医療的ケアがある子はおじいちゃんおばあちゃん、お姉ちゃんとか兄弟もみんな家族も多いですね。

**(座長) : 飯島委員**

そこは地域課題ですね。。ありがとうございます。

何か他にそのようなものいかがでしょうか。

皆さん日々受けている中で、先ほどは相談員の立場の皆さんからの地域課題という形で出していただきましたが、特有的事例っていうのはなくても、こういうのはもう地域全体としてちょっと事例で困っていたよとかということがあれば、ぜひこの場で共有いただけたらと思いますが、学校ではいかがですか。

特に思いつくものはございませんか。

児童さんの事業所さんではいかがでしょうか。お三方いらっしゃいますが、金森委員はいかがですか。

**(金森委員)**

そう、相談支援に関してちょっと考えるところでは、何か問題が起こった時にね、やっぱりこういう放課後等デイとか児童発達支援独自で動くよりも、やっぱり相談支援さんと連携して動いていくっていう方が結果が出やすいし、動きやすいというところがあるんですね。

そういう意味では、やはり児童に今セルフプランの方もいっぱいいるのでね、行政の方でも頑張っていてどんどん増やしていくということが一番必要なのかなあとと思います。忙しくて、頼みにくいです。

頼んでもなかなか動いてももちろん一生懸命動いてくる人もね、いらっしゃるのだけでもそうすると、やっぱり時間がかかってしまったり、すぐに動いた方がいいということに関しても、少し時間がかかることがあるので、そういう部

分では相談支援をやっぱり増やしていくってことが一番大事なのかなと思います。もちろん質も大事なのですよね。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。

**(新谷委員)**

支援学校の新谷です。今、ちょっと話そうとしたことをかいつまんで話をすると、学校、家庭の方でも、なかなか子供が不安定になってしまって簡単に言うとうちで暴れてしまう。医療と繋がりたい、繋がって治療のため入院しました、ある程度入院をすると、医療の方では、あとは教育の方の力が必要なので、戻りますので。

戻ってくるのですけれども、状況は変わってなくて、なので教育の方も、やっぱり医療の力が必要かなっていう感じで、ルートはちゃんと確保できているのですけれども、システムはできているのですけれども、なんでしょう中身ないなんて言ったらいいのでしょうか。うん、機能してないという機能、実情に合っていないというか、そこも何かいつも悩ましくて、社会課題、地域課題かなあといえは課題かなと思いました。

**(座長) : 飯島委員**

ちなみに今、新谷委員が想定しているお子さんは、障害の種別で言うと

**(新谷委員)**

知的障害とあと自閉症スペクトラム症です。

**(座長) : 飯島委員**

わかりました。同じくかんじています。

他はいかがでしょうか。どうですか。大塚委員お願いします。

**(大塚委員)**

障害福祉支援センター荃崎大塚です。

相談支援員さんのやっぱり数が足りないというのはやっぱり私たちの方でも

すごく実感しております、契約の際とかにそのシステムをお伝えするのですが、市から出ている相談事業所一覧の上からかけてみましたがとか、下からかけてみましたがいっぱいですっていう方と、あとはちょっとまだ繋がったばかりで、相談支援員さんをつけていくべきなのかと親御さんが迷っているというケースも多々ありまして、ゆくゆくは、つくば市もセルフプランから相談支援さんつけますよっていうことをお伝えはしているのですが、ちょっと揺らいでいる保護者の方がいる。小さいお子さんをお持ちの保護者は結構迷われているかなっていうのが、現場の感じるところです。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

枝松委員お願いします。

**(枝松委員)**

カラーズつくばの枝松です。

カラーズつくばは、どうしても発達障害という切り口になってしまって、地域課題の中でもちょっと狭い検知になってしまって、申し訳ないなって形になるのですが、1つが強度行動障害をお持ちの方の対応についてっていうところは、これはつくば市さんだけではなくて、どこの市町村さんも受け入れの事業所さんがなかなか難しいというところと、計画相談員さんついているのだけれども、どこも取ってもらえないという話は1つあるのかなというふうに思いました。

あとは強行で、今回地域支援拠点がこういうようになっていて、やっぱりどうしても緊急時の強行の方々ってすごく難しいなって思いがあったのですが、今回表が出ていて、よかったっていうようなところで1つ安心したってところではあったのですが、もう1つが、結局先ほどの医療と教育でという、行ったり来たりの部分にもちょっと繋がってくるかなと思いはあるのですが、発達障害は強度行動障害の基本的なモデルって、環境というか社会モデル

って形になるのです。

何か病気のように治ったから戻ってきて、何か上手くいくって話ではなくて、医療モデルの治療モデルは全然ないので、というところを考えると、実際にその方に合わせた環境調整を病院で探すのではなくって、精神症状がある程度落ち着いたら、現場に戻ってきていただいて、そこですり合わせや環境調整を探していくっていうモデルとなっていくと思うのです。

そのこの部分の理解ってなかなかやっぱり進んでいないなっていうのは、カラーズとしての問題意識ですし、もう1つそれを考えると、ご家庭支援をどこで誰がやるのかっていうところは、事業所さんの中でプロが見ていただく分には、もちろん、カラーズ呼んでいただいたりとか、基幹相談支援センターさんと一緒に動かしていただいたりってことできると思うのですが、ご家庭が大変な状況の時に行っていたときに、社会モデルとご家庭とのでの対応のすり合わせを誰と一緒にやるのみたいな話っていうところが、お子さんの場合だとなかなか難しくてですね。あくまでも放デイの方って、通所事業になるので、通所している事業所の中で落ち着いて生活をしていく条件を探していくってできると思うのですが、ご家庭でそういう大変な状況になっているとき、じゃどこっていうところがなかなかどこの市町村さんも主軸になり得るところが、なかなか見えにくいなっていう点があるのかなというふうには思ったりします。

そうなってくると、なかなかご家庭対応でできる場所っていうと、児関連の児童家庭支援センターさんみたいな話になっちゃうと思うのですが、あくまでもそこは発達障害、自閉症、知的障害の方々の専門っていうよりは、あくまでも親子関係っていう軸を作った上での相談先になってしまうと、ちょっとまた方向性としては違ってくるし、その中に先ほどの話ではないですが、いろいろご家庭によっていろんな複合的な問題が絡んでいたときに、何かというような形なのか、それとやっぱりチームを組んでやっていたときに主軸

になるところは、どこの家庭支援の主軸になるところはどこなみたいな話っていうところが、どこの市町村さんもなかなか見えづらくって難しいなっていうのがまず1点、家庭支援の部分っていうところあともう1つが、所属のない子ちょっとお話しさせていただきましたけども、所属の無い15歳以上の成人ではない児童の方ですかね、いわゆる中卒なのだけれども、どこの福祉施設にも繋がってない。特別支援学校にも行かなかったみたいな方々の支援になると、これこそ家庭支援が主軸になると思うのですが、相談先として、なかなか想定がされていないというところで障害福祉サービス繋がってないと計画相談員さんもついていないし、放課後等デイサービスも行っていないから、誰もこの子知らなくて、気づいたら20歳ぐらいでというところは、ちょっとどこの市町村さんでも数はそんなに多くないと思うのですけれども、いわゆる空白になっている部分かなっていうところは、ちょっとお話しさせていただければなというふうに思いました。以上です。

**(座長) : 飯島委員**

貴重なご意見ありがとうございます。

**(井坂委員)**

ちょっと困っちゃうのですよね。

飯島さん、リハビリ協会の作業療法士さんたちって、そういうところの家族支援ってできませんでしたっけ。知的障害とかの。ずっと入れませんでしたか。アセスメントとかしますよね。

**(座長) : 飯島委員**

それは地域においてという意味ですか。

**(井坂委員)**

地域において。例えば、訪問看護等もうそういうのを少しはできると思うのだけれどあんまりそんなに詳しいわけではないけど、確か作業療法士とかそういう分野ではなかったかなと思ったのです。

**(座長) : 飯島委員**

おそらく制度に当てはまると、訪問看護ステーションから出る作業療法という分野にはなるのですが、現状そこが今まだ少ない。訪問まで出ている OT が、ちょっと私も知る限りでは、全体的にやっぱりまだ少ないので、ちょっとそこが追いついていないかな、やれるとは思いますが。

あとは知的の就労とかの事業所の方には OT が大分配属っていったところも増えてはきているので、そこでやるのですが、就労できるってことはなかなか強行っていうレベルの人ではないというのもあって、ちょっとまだ強行のところまで行けていないのではないかなあとと思います。

**(井坂委員)**

そこは先生がおっしゃっていた医療からボンと切り離されていたといっても、その間の在宅に携われるか精神専門看護師だとか、リハビリ協会さんとか我々在宅にいる医療者の力の発揮どころかと思ったりもしたものですから、言ってみました。

**(座長) : 飯島委員**

そうですね。ちょっと内輪の話にはなるのですが、茨城県の作業療法士会という職能の団体があるのですが、来年度から精神領域の委員会として精神領域の OT の繋がりを増やしていく予定と聞いています。、今後障害福祉の分野とも連携を強めていけばいいのではないかなと思っています。

**(井坂委員)**

うん、一緒にやらせていただいたら勉強になりますね。

**(座長) : 飯島委員**

そうですね。

**(新谷委員)**

支援学校の新谷です。今の話なのですけれども、さっきの話の病院とか学校ってというのは、私たちだけでは難しいので、結局放デイに行っていれば、相談

員の方に学校として相談をしたり、あと病院のワーカーさんが間に入ってくれていろいろ調整をするのですけれども、さっきみたいな状況になっちゃうのです。誰に相談したらいいか。いいですかね、井坂さんでいいですか。そう、なんか今までの話にちょっと近づいた気がしています。

**(井坂委員)**

ただね、茨城県看護協会では、例えば専門看護師、精神の専門看護師だとか、既設の看護師だとか、褥瘡看護師だとかいろいろそういう派遣をしてくれるシステムを去年ぐらいから作ったのですよね。うん、だからその必要があればそこに派遣ができるっていうシステムあって、多分リハビリ協会でもそんなのありましたよね。まだでしたっけ。派遣してくれないでしょうか。一応看護協会はできました。

**(新谷委員)**

学校でそこを調べて病院と連携をして、そうですかね

**(井坂委員)**

病院の医師まで行かなくても、ちょっと看護師送ってもらって一応整合性見てもらおうかなとかいろいろできるのかもしれないですよね。

**(座長) : 飯島委員**

武田委員お願いします。

**(武田委員)**

今のお話を聞いていて、福祉も頑張らなくてはと思いました。

**(井坂委員)**

忙しいからと言われて、ちょっと話題に入りませんでしたね。

**(武田委員)**

たぶん福祉の相談先がない上にいうところもあって、やっぱり自分も知的のお子さんとか見てきたりしているので、となるともちろん医療の助けを必要とするお子さんもいますけど、やっぱり療育とか自閉の子だと構造化とかそう

いう、どう支援を組み立っているか環境を設定するかってところなので、そこを多分学校の先生が相談して、一緒に考えられるような人とか機関がいなくて困っているって話だと思うので、はい。

(新谷委員)

すごくありがたい話です。絶対避けられなくてその対応ができると助かります。

(武田委員)

福祉の中でやっぱ何かね、ここに連絡してくださいと提示できるものがやっぱないというのが課題だと思うので、ちょっとそこは、はい。考えていかなきゃなと思っているところです。

(井坂委員)

今いい話し合いでしたね。何かいろんな人が協力し合うみたいな感じです。

(座長)：飯島委員

でもそういう意味では、さっき井坂委員おっしゃったように、医療はお医者さんにとってなるとなかなか難しいと思うのですが、そういう意味では私の立場ではリハの職種がもし関わっているような事例であれば、そこにもっと話していただければ、リハの専門職はやはり地域も考えなきゃいけないところではあるので、ぜひ巻き込んでいただければと思います。

はい、吉田委員お願いします。

(吉田委員)

大分前の話になるのですが、発達障害の方の親の会で、今は JDD ネットっていうのですが、そういった全国組織があるのですね。私つくばで JDD ネットの支部として立ち上げたときに本当作業療法士の人も、それから理学療法士もみんな参加していただいていたのですね。

あと大学も茨大の発達障害を研究している先生も、筑波大の先生もみんな寄って、そう言った1つの何ていうかチームができたのですね。ただ、ちょっと

頓挫してしまって、今 JDD ネットとそのものはあるのですけれども、いばらきは多分岡崎先生がその時事務局長だったのですけど、ちょっと先生も忙しくってそのままになっているのですけど、そういったことは誰かが声をかければできるかなという自信があります。それは、経験からなので、例えば自立支援協議会でもいいのですけど、前回から出ているような、例えばその発達障害に特化したそういった何かチームを作って研究するとか、そういった呼びかけをしつかりすれば、集まってくる呼びかけたところから人は来る、来ますし、いろんな英知がそこに集められるのではないかなというふうには思います。

そこがやっぱり、名のある人が呼びかけていただけることが一番大事かなと思うので、そこら辺についてはぜひお願いしたいと思います。

**(座長) : 飯島委員**

ありがとうございます。

では予定された報告事項はすべてになります。3番のその他事務局お願いします。

### 3 その他

**(事務局) : 高谷**

はい、では障害者地域支援室の高谷から、説明します。

来年度の委員さんなのですが、改選の時期となりますので、これから皆さんにご意向の書類を送らせていただきますので、回答していただければと思います。人事異動等もあるかと思しますので、4月中ぐらいにご回答いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとですねもう1点、来年度要綱の改正を予定しておりまして、現行の要綱が古い状況だったので、変えていきたいなと思っております。国から2年ぐらい前から出ているのですが、自立支援協議会の動かし方っていうのですかね、やはり皆さん今話をしていただいたと思うのですが、個別のケースの課題から地域課題を抽出していくような流れの要綱にしていきたいなと思っておりますの

で、よろしく申し上げます。

はい。よろしいですかね。以上となります。

**(座長) : 飯島委員**

来年度以降の方向性について何かご意見ある方いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

ではちょっと事務局で準備をしていただいて来年度またよろしくお願ひできればと思います。

以上で議事を終わらせていただきます。事務局にお返しします。

#### 4 閉会

**(事務局) : 飯田**

飯島部会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の会議はすべて終了となります。お疲れ様でした。

最後にご案内ですが、駐車券まだ無料化がお済みでない方は、帰り際にお声掛けいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

令和7年度 第2回つくば市障害者自立支援協議会全体会 次第

日 時 令和8年3月19日(木)

午後1時30分～3時30分

場 所 つくば市役所2階 203会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 令和7年度つくば市障害者自立支援協議会について

(2) 令和7年度つくば市基幹相談支援センター事業について

ア 令和7年度あんしん相談室実績及び令和8年度相談体制について

イ 令和7年度相談支援事業所連絡会について

ウ 令和7年度相談支援事業所訪問について

エ 令和7年度基幹相談支援センター困難事例検討会について

(3) 令和7年度つくば市地域生活支援拠点等事業について

3 そ の 他

4 閉 会

## 令和7年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告

### 1 協議会開催状況

(1) 全体会:2回

自立支援協議会委員 20 名で構成された全体の総括

(2) こども部会(専門部会1):2回

12 名で構成。障害児に関する地域課題等について協議・検討

(3) おとな部会(専門部会):2回

12 名で構成。障害者に関する地域課題等について協議・検討

(4) つくば市障害者差別解消支援地域協議会:1回

20 名で構成。令和5年度から自立支援協議会内で実施

### 2 協議内容

(1) 全体会

ア 日時

令和7年5月 27 日(火)13 時 30 分 ～ 15 時

イ 報告事項

(ア) つくば市重層的支援体制整備事業について

(イ) 令和6年度事業報告について

(ウ) 令和6年度あんしん相談室実績及び令和7年度相談体制について

(エ) 令和6年度相談支援事業所連絡会のアンケート結果について

(オ) 令和6年度つくば市地域生活支援拠点等事業について

ウ 検討事項

(ア) 令和7年度事業計画について

(イ) 分科会(専門部会)の日程、内容等について

こども部会、おとな部会に分かれて、7年度協議事項について検討

(2) 第1回こども部会

ア 日時

令和7年9月4日(木)13 時 30 分～15 時

イ 協議事項

保育所等訪問支援事業について～現状と市の取組み～

(3) 第2回こども部会

ア 日時

令和8年2月5日(水)13時30分～15時

イ 協議事項

(ア) 「教育機関との連携について」(事例共有)

(イ) 障害児相談支援の現状について

#### (4) 第1回おとな部会

ア 日時

令和7年7月24日(木)10時～11時30分

イ 協議事項

(ア) 日中サービス支援型共同生活援助の令和6年度評価について

「トゥールンキャッスル」「筑峯学園」を対象に事業所担当者から運営方針や活動内容を聞き取り評価。

(イ) 「8050 問題ケース」～事例紹介～

#### (5) 第2回おとな部会

ア 日時

令和8年1月14日(木)10時～11時30分

イ 協議事項

(ア) 特別支援学校卒業生の進路先について(情報提供)

(イ) つくば市の就労支援事業について(障害者雇用促進事業等の報告)

#### (6) 令和7年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会

ア 日時

令和8年3月19日(木)10時～11時30分

イ 協議事項

本市での障害者差別解消法における相談対応について(事例紹介等)



# 障害福祉

2026年度

## あんしん相談室

障害がある方やその御家族が、障害福祉に関することを相談できる『あんしん相談室』を下記の日程で開室しております。「福祉サービスを利用したいが、どのようなサービスがあるかわからない。利用の方法がわからない。」の質問や疑問に、相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に考えていきます。また、必要に応じて、関係機関をご案内いたします。

### 【対象】

身体・知的・精神の障害、発達障害や難病がある方およびその御家族、関係機関の方がご利用になれます。

### 【開室日時】

- 開室期間：2026年4月～2027年3月・毎月第2、第4木曜日  
(8月・12月・2月は第1・第3木曜日)
- 開室時間：午後1時～午後4時

2026年度 (4月～3月)	4月	9 (木)	23 (木)	10月	8 (木)	22 (木)
	5月	14 (木)	28 (木)	11月	12 (木)	26 (木)
	6月	11 (木)	25 (木)	12月	3 (木)	17 (木)
	7月	9 (木)	23 (木)	1月	14 (木)	28 (木)
	8月	6 (木)	20 (木)	2月	4 (木)	18 (木)
	9月	10 (木)	24 (木)	3月	11 (木)	25 (木)

### 【場所】

つくば市役所2階 相談室 (状況により、変更する場合があります)

### 【費用】

相談は無料です。

### 【問い合わせ・申し込み】

予約申し込みの方、優先です。電話かFAXで事前にご連絡ください。



### <連絡先>

障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代表) ・FAX029-868-7544

令和7年度 あんしん相談室実績

番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職 収入	学業 進学	権利擁 護 年金・	拠点等 親亡き 後	医療 その他
1	4/10 ①	母	1					1			
2	4/10 ②	母	1	1							
3	4/24 ①	本人	1	1		1	1				
4	5/8 ①	母			1				1		1
5	5/22 ①	母		1	1						1
6	5/22 ②	関係者	1	1							1
7	6/12 ①	妻			1						1
8	6/12 ②	母	1	1							
9	6/26 ①	本人							1		
10	6/26 ②	母	1				1		1		1
11	7/10 ①	母	1					1			
12	7/10 ②	母 本人			1	1					1
13	7/24 ①	母	1	1							
14	7/24 ②	本人	1	1		1	1				
15	8/7 ①	母			1						1

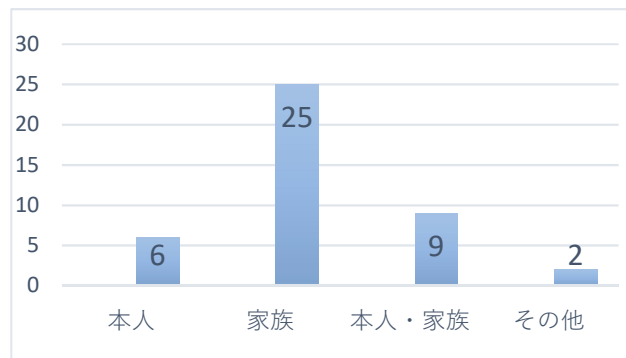
番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職	学業 進学	権利擁 護 年金	拠点等	その他
16	8/7 ②	本人	1	1							
17	8/21 ①	両親 本人		1	1					1	
18	9/11 ①	兄 友人	1		1						
19	9/11 ②	母 本人						1	1		
20	9/25 ①	母 本人	1	1							
21	9/26 ②	本人			1				1		1
22	10/9 ①	父 本人	1	1							
23	10/9 ②	母					1		1		1
24	10/23 ①	相談員				1			1		
25	10/23 ②	母 本人	1				1		1		
26	11/13 ①	母	1		1	1					
27	11/13 ②	妻	1		1						1
28	11/27 ①	母	1				1				
29	11/27 ②	母			1						1
30	12/4 ①	本人 後見人	1	1		1					

番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職	学業 進学	権利擁 護 年金	拠点等	医療 その他
31	12/18 ①	本人 母	1	1							
32	1/8 ①	本人 母	1	1			1				
33	1/8 ②	兄夫婦 両親	1			1					1
34	1/22 ①	母		1							
35	2/12 ①	母			1		1		1		
36	2/12 ②	本人	1				1				
37	2/26 ①	母			1				1		1
38	2/14 ②	母 姉・子			1					1	
39	3/12 ①	母			1		1		1		
40	3/12 ②	両親			1						1
41	3/26 ①	母	1				1				1
42	3/26 ②	母	1				1		1		
合計			24	15	16	7	12	3	12	2	15

※令和7年度の相談件数は昨年度1日3回実施時35件に比べ、1日2回で42件と相談件数は多くなり、効率の良い相談を実施できた。

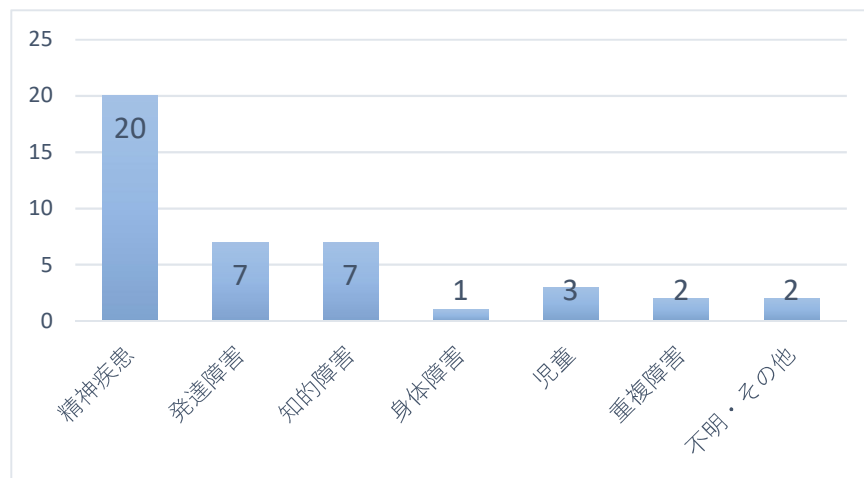
## 1 相談者内訳

本人	6
家族	25
本人・家族	9
その他	2
合計	42



## 2 本人状況

精神疾患	20
発達障害	7
知的障害	7
身体障害	1
児童	3
重複障害	2
不明・その他	2
合計	42



# 令和7年度 つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会報告

## 1 連絡会開催状況

- (1) 連絡会：6回  
市内相談支援事業所の相談支援専門員にて構成
- (2) 開催準備のための会議：6回  
地域支援室担当者、委託相談支援事業所（4事業所の各担当者）にて構成  
基幹相談支援センター定例会と併せての開催

## 2 連絡会の内容

- (1) 第1回連絡会
  - ア 日時・場所 … 令和7年4月23日（水）14：00～16：00 つくば市役所内会議室
  - イ 参加数 … 22事業所 24名
  - ウ 議題
    - ①情報共有…障害福祉課・環境政策課より新規事業について（説明）
    - ②令和7年度事業所連絡会年間計画について
    - ③相談支援事業所一覧の作成について
    - ④障害福祉あんしん相談について
    - ⑤相談支援事業の複数事業所による協働（一体的管理運営）について
    - ⑥土浦市自立支援協議会の相談支援部会との交流会について
    - ⑦基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
    - ⑧事業所アンケートについて
- (2) 第2回連絡会
  - ア 日時・場所 … 令和7年6月25日（水）15：00～17：00 つくば市役所内会議室
  - イ 参加数 … 23事業所 26名
  - ウ 議題
    - ①就労選択支援について
    - ②障害福祉課福祉サービス係との確認
      - ・アセスメント、モニタリングの実施にあつての留意事項等について
      - ・サービス更新時の各利用者または保護者への申請書類の郵送について
    - ③土浦市自立支援協議会相談支援部会との合同連絡会について
    - ④相談支援事業所一覧の作成について
    - ⑤基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
      - ・事業所個別訪問について
    - ⑥令和6年度つくば市障害者自立支援協議会について 内容の報告
    - ⑦令和6年度 あんしん相談室実績報告
    - ⑧相談支援事業所連絡会アンケート結果について
    - ⑨令和6年度地域生活支援拠点等事業について
    - ⑩つくば市障害児サービス事業所連絡会について
    - ⑪相談支援事業の複数事業所による協働（一体的管理運営）について

(3) 第3回連絡会（土浦市自立支援協議会相談支援部会との合同連絡会）

ア 日時・場所 … 令和7年9月2日（火）13：30～15：00 土浦市三中地区公民館

イ 参加者数 … 23事業所 28名（＋土浦市相談支援部会のメンバー）  
土浦市障害福祉課職員、つくば市障害者地域支援室職員

ウ 議題

- ①合同連絡会の目的や趣旨の説明
- ②土浦市、つくば市の実態について  
基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域生活支援拠点、相談支援体制等について  
それぞれより報告
- ③グループでの情報交換
- ④発表・まとめ

(4) 第4回連絡会

ア 日時・場所 … 令和7年10月28日（火）10：00～12：00 つくば市役所内会議室

イ 参加者数 … 17事業所 20名

ウ 議題

- ①情報提供…つくば市社会福祉協議会より、成年後見について
- ②つくば市障害福祉課サービス係より、モニタリング時の家庭訪問について等、  
6月の連絡会で話をした内容の報告、確認
- ③GSV事例検討
- ④事例から地域課題を考える
- ⑤特定・障害児相談支援事業所が相談できる事例検討の場について

(5) 第5回連絡会

ア 日時・場所 … 令和7年12月19日（金）13：00～15：00 つくば市役所内会議室

イ 参加者数 … 19事業所 24名

ウ 議題

- ①情報共有
- ②虐待防止研修（拠点研修と合同開催） … つくば市障害者地域支援室にて
- ③グループワーク（情報交換）  
虐待防止研修を受けてみての意見交換、相談支援業務において連絡調整で工夫している  
ことについて、障害福祉サービス係にお願いしたいことや協議したいことについて、  
サービス等利用計画案、モニタリング、サービス担当者会議について等
- ④困難ケース検討会の案内
- ⑤障害福祉あんしん相談についての案内

(6) 第6回連絡会

ア 日時・場所 … 令和8年3月3日（火）10：00～12：00 つくば市役所内会議室

イ 参加者数 … 20事業所 26名

ウ 議題

- ①情報共有
- ②GSV事例検討
- ③グループワーク（情報交換）  
事例から考えられる地域課題について、相談支援を行なっている中で工夫していること  
について、業務効率化を図っていること、今年度の連絡会について、日々の業務について等
- ④諸連絡  
困難事例検討会について、令和8年度障害福祉あんしん相談について、基幹相談支援センター  
事業所訪問について、相談支援事業所一覧の改訂、再作成について等
- ⑤その他  
令和8年度連絡会について等

### 3 連絡会を行なってきた中での成果と課題等

#### (1) 成果

- 他の相談支援事業所の相談支援専門員と顔を合わせて話せる機会としてとても貴重な時間となっている。
- 日々の業務について、サービス等利用計画案やモニタリング報告書の作成について等、各事業所と意見交換や情報交換ができる、些細な事も聞ける場となっている。
- 相談員同士の横の繋がりもでき、事例の相談や制度の確認、社会資源等の共有の場となっている。
- 研修等も行うことで、相談員のスキルアップにつながるなどの学習に機会になっている。

#### (2) 課題

- 相談員が個別ケースの課題を「地域課題」と意識する機会が少ないので、今後は、相談員が感じている課題や利用者の困りごとを集約し、「地域課題」として連絡会において一緒に考えられる機会を増やしていきたい。
- 連絡会に於いて、行っていることを必要な機関につなげることや連絡会と他機関とのつながりが弱い。連携や相互作用できるような広がりを作っていくことが望まれる。

## 令和7年 基幹相談支援センター（委託4ヶ所含む）による 特定相談支援事業所訪問報告

### 1 訪問期間

令和7年6月2日（月）～令和8年2月20日 9か月間

### 2 訪問件数・訪問日数（月ごと）

6月	7月	8月	9月	12月	11月	12月	1月	2月	合計
3件	2件	1件	4件	5件	8件	2件	4件	2件	31件
3日	2日	1日	4日	4日	7日	2日	4日	2日	29日

### 3 訪問者及び対象者数

#### ◇訪問者

- ・基幹相談支援センター委託4事業所 延べ31人
- ・つくば市基幹相談支援センター 延べ34人

#### ◇訪問事業所対応職員数

- ・特定相談事業所31ヶ所 対応職員：49人

### 4 訪問時間数（約）

- ・1事業所の訪問時間は、1時間から2時間の範囲
- ・平均は約1時間30分

### R7 基幹相談支援センターによる特定相談支援事業所訪問アンケート(抜粋)

#### 1 今日の基幹相談支援センターによる訪問はいかがでしたか。（15事業所）

① とてもよかった 6事業所 ②良かった 9事業所

#### 2 今後の訪問についてお尋ねします。（訪問担当事業所は交代で行きます）

(1) 次の訪問はいつが良いですか



令和7年度 つくば市基幹相談支援センター 事業所訪問結果

番号	日	対応基幹	訪問事業所
1	6/2	筑峯学園 武田 支援室 荻谷	1UPSSD
2	6/3		ふくろう広場
3	6/11		ひまわり学園

日・時	対応基幹	訪問事業所
7/16・ 15:00	筑峯学園 武田 支援室 片桐 / 荻谷	サポートプラザ
8/6・ 14:00	筑峯学園 武田 支援室 高谷 / 荻谷	つくば市社協
7/22・ 14:00	筑峯学園 武田 支援室 荻谷	LSCみどりの

9月～1月で訪問予定(1ヶ月1～2ヶ所)

番号	日	対応基幹	訪問事業所	日	対応基幹	訪問事業所	日	対応基幹	訪問事業所	日	対応基幹	訪問事業所
1	1/20 14:00	筑峯 武田	つくば根	10/14 13:30	サポプラ 横尾	筑峯学園	1/13 14:00	LSC 原口	KARIN	2/20 13:30	社協 菅野	さつき園
		支援室 荻谷			支援室 荻谷			支援室 荻谷				
2	11/26 10:30	筑峯 武田	エンジェル	10/27 10:00	サポプラ 横尾	きずな	11/4 13:30	LSC 原口	ワークイノ バージョン	12/23 13:30	社協 菅野	みもり園
		支援室 荻谷			支援室 荻谷			支援室 荻谷				
3	11/18 10:30	筑峯 武田	カフェベルガ	11/6 13:30	サポプラ 横尾	あいホーム つくば	10/27 13:30	LSC 原口	ステップアップ	9/24 15:00	社協 菅野	Sunlight
		支援室 荻谷			支援室 荻谷			支援室 荻谷				
4	10/23 10:00	筑峯 武田	つくば児童発 達支援教室	9/9 10:00	サポプラ 横尾	創愛	11/13 10:00	LSC 原口	孚	10/21 10:00	社協 菅野	ゆあぷらん
		支援室 荻谷			支援室 荻谷			支援室 飯田 / 荻谷				
5	2/12 10:00	筑峯 武田	つくば市障害児 相談支援事業所		サポプラ 横尾	メイプルつくば (休止中)	12/22 14:00	LSC 原口	こどもサークル	11/19 10:00	社協 菅野	雅
		支援室 荻谷			支援室 荻谷			支援室 荻谷				
6	9/17 15:00	筑峯 武田	△さんかく	11/17 10:00	サポプラ 横尾	ごきげん ファーム	9/16 15:00	LSC 原口	あおいぞう	1/26 13:30	社協 菅野	スマイル
		支援室 荻谷			支援室 荻谷			支援室 荻谷				
7	1/21 11:00	筑峯 武田	Growing							11/17 10:30	社協 菅野	かえで
		支援室 荻谷						支援室 荻谷				

## 令和7年度つくば市基幹相談支援センター困難事例検討会報告

### 1. 目的・位置づけ

支援困難事例について、①課題整理 ②関係機関の役割分担の明確化 ③支援者の孤立防止を図る。

事例から地域課題を抽出し、協議会の検討につなげる。

基幹相談支援センターは、主に後方支援（連携調整／会議設定／助言／整理）を担う。

### 2. 事例概要 延件数44件（実件数20件）

No.	回数	日時	件数		内容
1	第1回	令和7年6月25日	4件	① 新規	暴力行為（物を壊す）、暴言があり相談支援事業所が対応に困ったケース（市基幹） → 委託基幹相談と相談支援事業所で協力、法律の専門家の助言
2				② 新規	自立生活支援センターからの相談 精神科通院中断、ゴミ屋敷、訪問看護の利用も自ら断る（市基幹） → 関係機関と情報共有
3				③ 新規	保佐人がGHの転居をさせてくれないとの相談、意思決定支援（後見等）とサービス調整の混線（市基幹） → サービス担当者会議の実施の提案
4				④ 新規	高齢者虐待ケース 拒否的姿勢からの介入、関係性構築の結果頻回な電話相談、依存的な状況（市基幹） → 対応のルール化、一貫した対応、段階的支援（無理に支援に繋げない）
5	第2回	令和7年7月25日	3件	③ 継続	第1回③ケースの報告 サービス担当者会議の結果、本人に伝わる説明が不十分だった（市基幹） → 本人の理解度の確認、役割分担、第三者の介入、適正な距離を取る
6				④ 継続	第1回④ケース 熱中症による命の危険があったため、親族に安否確認依頼（市基幹） → 介入タイミング設計（待ちすぎない）、訪問で確認、家族・民生委員・近隣等の見守り多層化
7				⑤ 新規	生活保護、重度心身障害、精神障害者より転入に伴い相談員を探してほしい（市基幹） → 介護量の見立て、空白期間ができないように調整、援護地と緊急時の対応を共有
8	第3回	令和7年8月20日	3件	⑥ 新規	高齢者虐待ケース 親亡き後の精神障害60代兄弟への支援（市基幹） → 入院調整、GHへの入居調整併せて在宅支援も検討

9				④ 継続	第1回④ケース 経過報告 サービス導入に向け専門職複数名で訪問予定、本人の認知の偏り（市基幹） → 健康・住環境・金銭・支援受入可否を再評価、家族・関係機関との連携方法を整理し、安全確保を優先、サービス導入は「今入れられるもの」から段階的に（過剰提案は避ける）
10				⑦ 新規	生活保護、発達特性と精神症状、トラウマ訴え、就労・医療中断、債務課題、生活面・集団適応難有り（委託基幹） → 法律相談への接続を検討し、手続きの伴走支援を設計、医療・生活・就労の順に「再開しやすい入口」を作る
11	第4回	令和7年9月25日	5件	⑧ 新規	身体・神経疾患+依存症、生活保護、債務、トラブルを起こしやすい（委託基幹） → サービス担当者会議を開催し、役割分担・緊急時対応・金銭支援の方針を継続検討、
12				③ 継続	第2回③ケース 経過報告 生活管理の弱さ・住環境課題、債務整理検討（委託基幹） → 支払い・家計の見える化、住環境改善の段階計画、法的整理（自己破産等）の情報提供と手続き伴走
13				① 継続	第1回①ケース 事業所内トラブル（職員への脅迫・開示請求等）と法務対応（委託基幹） → 開示請求・文書作成のルール化、安全配慮の再整理必要時に弁護士等と連携し、事業所内の相談体制を整備
14				⑥ 継続	第3回⑥ケース 経過報告 精神障害者60代兄弟への支援の報告（市基幹） → GHの見学に行ったことの報告
15				④ 継続	第1回④ケース 経過報告 訪問が延期になったが、本人の調整によりエアコンの設置ができ、生命の危険な状況は避けられた（市基幹） → サービス導入のため、再度訪問の調整を行う
16	第5回	令和7年10月15日	5件	⑨ 新規	高次脳機能障害を伴う生活支援の困難ケース（委託基幹） → 記憶障害への対応、支援のプレを減らす、担当者会議を継続し、GH・相談・医療・福祉事務所等の役割分担を明確化、専門的アセスメント（高次脳機能の支援に強い機関等）につなぐことを検討
17				⑩ 新規	民間身元保証・緊急対応を要したケース（家族協力が得られない）（委託基幹） → 家族協力が得られない場合の公的支援の整理、医療機関・保険サービス等を含む「立会い・意思確認・緊急連絡」の仕組み事前の取り決めの必要性
18				⑪ 新規	児童施設からの相談（10代・一人暮らし）（市基幹） → 相談支援事業所が伴走できるよう、基幹は「つなぎ・後方支援」中心、生活歴・支援歴を整理し、本人の意向形成を支援

19				⑫ 新規	相談支援事業所からの相談 10代・不登校、GH入所中（ケース会議調整）（市基幹） → ケース会議を支援（議題整理、役割分担の確認、次アクションの可視化）
20				⑬ 新規	相談支援事業所からの相談 卒業後の通所先での対応に課題感（市基幹） → 個別対応に留まらず、地域課題として整理したい。
21	第6回	令和7年11月27日	8件	⑭ 新規	情報共有 相談支援が付いている利用者から、夜間（22時以降）の電話連絡（委託基幹） → 夜間連絡への対応ルール（緊急性判断、対応時間帯、連絡先の整理）が必要。
22				⑨ 継続	第5回⑨ケースの続報。GH内で利用者間で暴力が発生したが、住まいの変更が困難。関係自治体と情報共有・聞き取りを実施（委託基幹） → 本人の意向を確認しながら支援
23				⑮ 新規	情報共有 医療観察（保護）により医療機関入院中、退院に向けた協議を進行（委託基幹） → 他の委託基幹の協力を得る。市の担当者も参加
24				⑯ 新規	情報共有 親との不和・虐待で分離した10代後半のケース。精神的に不安定だが、受診先確保が困難。（委託基幹） → 若年層（中高生～18歳）の精神科受診先・支援資源の不足／権利擁護視点（同意・尊重・安全確保）の整理。
25				⑪ 継続	第5回⑪ケース 経過報告 児童施設からのケース（10代・一人暮らし）会議を実施（市基幹） → 本人からの連絡（発熱、食料がない等）があった。結論（対応方針）本人から連絡があった場合に速やかに介入できるよう、関係機関で連絡調整する。平時は見守り・関係維持を基本とし、必要時に連絡を取り合って支援調整する。
26				④ 継続	第5回④ケース 経過報告 相談支援事業所からの相談（10代・不登校、GH入所中）（市基幹） → 児童担当部門対応する枠組み（既存事業）で受け、支援を進める。行政内の複数課で対応している内容を、継続的に共有する。
27				⑥ 継続	第3回⑥ケース 経過報告 兄弟60代（市基幹） → 兄弟双方に後見等が付いた。金銭管理は当面家族が対応。通販注文等が過量となる傾向があり、訪問看護が確認を依頼（必要時、制限等も検討）。日常的支援（居宅介護等）および住まい（GH）見学・入所に向け調整中。対応として、関係機関へ情報提供し、今後の支援（在宅支援＋住まい検討）を依頼。

28				④ 継続	第1回④ケース 経過報告 虐待分離したケース（生活環境リスク：エアコン等）（市基幹）→訪問看護利用開始。本人からの苦情があり、関係調整が必要。行政（高齢部門）と役割分担を整理し、情報共有・本人対応の方針を統一する。
29	第7回	令和7年12月10日	4件	⑰ 新規	ひきこもり傾向にある20代への支援 長兄は計画相談等の支援が継続しGH入所中。ひきこもり傾向にある本人について「相談員を探したい」と相談あり。直近で家族より困りごとの連絡があった。行政相談では明確な結論が得られなかったとの訴え（委託基幹）→家族相談の増加に伴う支援調整/再相談につながりにくい状況の整理（相談の受け皿、支援導入の入口）。市基幹にて経過・現状の情報収集、必要に応じて再相談・訪問等を実施し、支援導入の可能性を検討
30				⑱ 新規	情報共有 強度行動障害：入所・入院反復からGHでの生活安定を目指すケース（委託基幹）→強度行動障害があり、施設入所と入院を繰り返してきた。現在はGH（アパート型、朝夕見守り中心）の環境が適合し、安定傾向。別の入所施設を希望しているが、待機登録に審査が必要。本人に合った支援が提供できれば地域生活の安定が見込まれる。本人に適合する支援環境の継続確保、入所希望に係る手続き（審査・待機）への対応、支援者の専門性強化。入所希望に伴う必要支援は市が対応。
31				⑥ 継続	第3回⑥ケース 経過報告 兄弟60代（市基幹）→相談員の顔合わせ実施。GH見学予定。委託相談で計画相談の役割分担を確認し、今後の支援体制を整備予定。
32				④ 継続	第1回④ケース 経過報告 虐待分離ケース（生活環境リスク：エアコン等）（市基幹）→包括支援課と役割分担を実施。本人から、虐待認識に関する主張や金銭・生活支援（通院費、ヘルパー利用等）について訴えあり。包括支援課との役割分担に基づき対応を継続、訪問看護と連携し、状況確認・支援調整を行う
33	第8回	令和8年1月22日	4件	⑥ 継続	第3回⑥ケース 経過報告 兄弟60代（市基幹）→見学に行ったGHへの入所の意向確認をする予定
34				⑰ 継続	第7回⑰ケース 経過報告 ひきこもり傾向にある20代への支援（市基幹）→家族と連絡が取れ、相談員を付けてもよいと言われている。

35				⑱ 新規	盗癖・無銭飲食等を繰り返す男性について（市基幹） → あんしん相談室で相談を受ける予定。医療入院に至らず：治療適応外（性格特性等）の可能性があると意見。対応の考え方：盗癖等が疑われる場合は、状況により警察連絡も含め「いけないこと」を明確化する必要がある。今後 あんしん相談予約。担当機関で、入院または盗癖等の治療が可能な医療機関を探す予定。
36				⑳ 新規	オーバードーズを繰り返す女性（市基幹） → 本人宅を訪問。経過：支援室が本人宅訪問（父・妹同席）。父より見守り負担（母逝去後）あり。課題：本人は不眠強く、入院勧奨と拒否を反復。意欲低下・会話継続困難・整容困難・失禁の訴え。対応：訪問看護活用と短期入院（薬調整・心理的介入）を提案。医療機関ワーカーへ状況共有（家族同意）。
37	第9回	令和8年2月24日	5件	⑮ 継続	第6回⑮ケース 経過報告 医療観察（保護）により医療機関入院中、退院に向けた協議、支援者支援を依頼（委託基幹） → 他の委託基幹へ「支援者支援」を依頼。状況：福祉の枠組みのみでは対応が難しい（多領域課題）。現在、精神科医療機関でケース会議を予定。論点：医療・福祉・（必要に応じ）司法等を含む多機関連携の整理、支援者支援の位置づけ明確化。
38				⑥ 継続	第3回⑥ケース 経過報告 兄弟（60代・統合失調症）訪問看護状況の共有（委託基幹） → 通院後2週間は特別指示期間があるが、その後は週3回訪問の見込み。主に家事支援。服薬管理が安定しておらず、住まい（入所）調整には時間を要する見通し。在宅支援の継続＋入所に向けた調整を並行。
39				⑰ 継続	第7回⑰ケース 経過報告 ひきこもり傾向にある20代への支援（市基幹） → 連絡頻度と情報共有の整理 相談員を付ける場合の対応者は前回決定済。現在は落ち着いているが、本人は誰にも会おうとしない。家族より、関係者間の情報共有に同意を得た。2ヶ月に1回程度の連絡で状況確認を継続。
40				⑲ 継続	第8回⑲ケース 経過報告 盗癖・無銭飲食等を繰り返す若年男性（市基幹） → 警察連絡後の経過 警察より窃盗未遂で連絡。その後、所在確認を試みたが、他地域で逮捕の可能性が判明。今後相談予約あり。福祉支援と司法・警察対応の接続、再発防止に向けた支援設計（住まい・金銭・医療等の整理）。

41				⑳ 継続	第8回㉔ケース 経過報告 ケースオーバードーズを繰り返す女性 救急搬送・入院（市基幹） → 自宅で倒れ救急搬送、医療機関へ入院中。退院後の再発予防（医療継続、危機時対応、服薬・生活支援、家族・関係機関連携）。
42	第10回	令和8年3月12日	3件	⑮ 継続	第6回⑮ケース 経過報告 医療観察（保護）により医療機関入院中、退院に向けた協議（委託基幹） → 精神科医療機関に入院中。退院に向けた協議を継続している。直近の会議には市職員も参加。福祉サービスだけでは枠組みが収まりにくい（多領域課題の可能性）。市の協力も得ながら調整継続。
43				⑥ 継続	第3回⑥ケース 経過報告 兄弟60代 GH調整の見直し（委託基幹） → 調整中のGH入所が直ぐにできない状況となり、医療連携や緊急入院対応が可能なGHも候補として検討。家族は病院併設や近接に懸念があるため、別法人・別系統の候補も並行検討。今後、家族との意向確認会議を開催予定。
44				⑪ 継続	第5回⑪ケース 経過報告 児童施設からの相談（若年・単身生活）（市基幹） → 生活保護申請と入院対応相談支援事業所が伴走予定で関係機関同席のもと生活保護申請。希死念慮や自傷リスクが高まり任意入院で対応。今後は確保、必要に応じ相談支援の配置・強化を図る。

令和7年度 地域生活支援拠点等事業報告

令和8年3月13日現在

1 登録事業所 18事業所（21事業）

年度	相談支援	短期入所	施設入所支援	生活介護	共同生活援助	B型事業所	就労移行支援	自立訓練	合計
R6	6	6	1	1	0	0	0	1	15
R7	1	1		1	1	1	1		6
合計	7	7	1	2	1	1	1	1	21

2 登録者 25名

年度	知的	発達	精神	身体	重複	合計
R6	5	1	5	2	7	20
R7	6	0	1	0	2	9
合計	11	1	6	2	9	29

※登録者には再アセスメントを実施、必要な支援について関係者と共有  
例えば・・・相談員が必要。短期入所の利用を進める。成年後見等

3 登録者の相談員の有無

年度	有	無	合計	年度	有	無	合計
R6	14	6	20	R6	16	4	20
R7				R7	8	1	9
合計	14	6	20	合計	24	5	29

※R6年登録者で相談員がついていなかった人2人に相談員がついた。

4 活動

(1) 周知・啓発等

ア 相談支援事業所連絡会にて「平時から緊急時にさせない対応」の必要性について説明

イ センターやたべ保護者会で事業説明（3月11日）  
センターくきざきに事業の説明（4月予定）

(2) 研修等

ア 人材育成研修として虐待についての研修を連絡会で実施（12月19日）

イ 登録事業所への事業確認の説明会の実施予定（3月25日予定）

No.	地域生活支援拠点等事業所の名称	事業所番号	事業の種類	機能種別					開始日	地域生活支援拠点等事業所の所在地	認定事業者の名称	電話番号	FAX
				相談	緊急時の受入れ・対応	体験の機会・場	専門的人材の確保・要請	地域の体制づくり					
1	福祉型専攻科「シャンティつくば」	0812000842	自立訓練（生活訓練）			○			令和6年（2024年）7月1日	茨城県つくば市天久保1丁目8番地1 筑波第3ビル2階	特定非営利活動法人茨城の専攻科を考える会	029-893-3950	029-893-3970
2	相談支援事業所 筑峯学園	(一般・特定) 0832000368、 (障害児) 0872000120 (地域移行・地域定着) 0832000368	一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	○	○	○	○	○	令和6年（2024年）6月17日	茨城県つくば市平沢6番地5番地4	社会福祉法人 筑峯学園	029-867-5881	029-867-1968
3	松風園	0812000867	短期入所		○				令和6年（2024年）6月10日	茨城県つくば市松代2丁目2番地10	東京空色株式会社	029-846-7115	029-846-7113
4	花風園	0812001451	短期入所		○				令和6年（2024年）6月10日	茨城県つくば市花畑1丁目1番地8	東京空色株式会社	029-846-2004	029-846-7113
5	高風園	0812001600	短期入所		○				令和6年（2024年）6月10日	茨城県つくば市高野台2丁目2番地1	東京空色株式会社	029-893-6388	029-846-7113
6	相談支援事業所 スマイル	(特定) 0832001325 (障害児) 0872000732	特定相談支援 障害児相談支援	○				○	令和6年（2024年）7月1日	茨城県つくば市森の里3番地1	株式会社 飯島	080-6442-8594	029-875-4758
7	クローバー	0812001477	短期入所		○				令和6年（2024年）7月1日	茨城県つくば市森の里3番地1	株式会社 飯島	029-875-4757	029-875-4758
8	みもり園	(特定) 0832000590、 (障害児) 0872000146	特定相談支援 障害児相談支援	○				○	令和6年（2024年）7月1日	茨城県つくば市水守8番地9番地4	社会福祉法人 にいはり福祉会	029-850-9030	029-869-0535
9	みもり園	0812000149	施設入所支援 生活介護 短期入所		○	○			令和6年（2024年）7月1日	茨城県つくば市水守8番地9番地4	社会福祉法人 にいはり福祉会	029-850-9030	029-869-0535
10	梅風園	0812001055	短期入所		○				令和6年（2024年）6月10日	茨城県つくば市梅園2丁目1番地11	東京空色株式会社	029-846-0188	029-846-2588
11	つくばライフサポートセンターみどりの	(特定) 0832000210、 (障害児) 0872000104	特定相談支援 障害児相談支援	○					令和6年（2024年）7月1日	茨城県つくばしみどりの1丁目3番地9	社会福祉法人 創志会	029-836-7200	029-836-7204
12	つくば市協障害者相談支援事業所	(特定) 0832000319、 (障害児) 0872000112	特定相談支援 障害児相談支援	○	○	○	○	○	令和6年（2024年）9月2日	茨城県つくば市台町1丁目2番地2	社会福祉法人つくば社会福祉協議会	029-896-3352	029-896-3353
13	サポートプラザつくば	(特定) 0832000574、 (障害児) 0872000138	特定相談支援 障害児相談支援	○	○	○	○	○	令和6年（2024年）12月27日	茨城県つくば市水守1番地8番地5	社会福祉法人健誠会	029-867-7170	029-867-7175
14	のっぴん つくば	0812001808	生活介護 短期入所		○	○			令和7年（2025年）7月1日	茨城県つくば市谷田部7番地60番地	社会福祉法人 さと山	029-896-7700	029-896-7707
15	相談支援事業所ひまわり	0832000632	特定相談支援	○				○	令和7年（2025年）10月1日	茨城県つくば市上横場2番地23番地1	特定非営利活動法人 艦づな会	029-828-7211	029-839-0511
16	ひまわりホーム	0822000428	共同生活援助		○	○			令和7年（2025年）10月1日	茨城県つくば市小野川1番地2番地38	特定非営利活動法人 艦づな会	029-828-7211	029-839-0511
17	ひまわり学園	0812000388	就労継続支援B型			○			令和7年（2025年）10月1日	茨城県つくば市上横場2番地23番地1	特定非営利活動法人 艦づな会	029-828-7211	029-839-0511
18	カフェベルガ	0812000610	就労移行支援			○			令和7年（2025年）11月1日	茨城県つくば市天久保1丁目1番地1 三洋ロジューマン2階	有限会社友遊舎 カフェベルガ	029-893-2764	029-893-2764